

平成29年 3月 6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成29年3月6日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1号 東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 2号 町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 3号 東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第 5号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第 6号 東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第 8号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第15 議案第 9号 平成28年度東庄町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第10号 平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第11号 平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第12号 平成29年度東庄町一般会計予算

- 日程第 19 議案第 13 号 平成 29 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 29 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 29 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 平成 29 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 29 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 29 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 29 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第 26 休会の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1 号 東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 2 号 町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 3 号 東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 11 議案第 5 号 町長、副町長及び教育長の給与月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 12 議案第 6 号 東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 13 議案第 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

を制定することについて

日程第14 議案第 8号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第15 議案第 9号 平成28年度東庄町一般会計補正予算(第5号)

日程第16 議案第10号 平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

日程第17 議案第11号 平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)

出席議員(14名)

- 1番 土屋 光正 君
- 2番 宮澤 健 君
- 3番 佐久間 義房 君
- 4番 板寺 正範 君
- 5番 花香 孝彦 君
- 6番 林 俊之 君
- 7番 大網 正敏 君
- 8番 城之内 一男 君
- 9番 高木 武男 君
- 10番 鈴木 正昭 君
- 11番 山崎 ひろみ 君
- 12番 宮崎 正吾 君
- 13番 鎌形 寿一 君
- 14番 土屋 進 君

欠席議員

なし

出席説明員(12名)

- | | | |
|---------|---|----------|
| 町 | 長 | 岩田 利雄 君 |
| 副町 | 長 | 金島 正好 君 |
| 監査委員 | | 平山 茂 君 |
| 総務課長 | | 多部田 秀也 君 |
| 町民課長 | | 河津 静夫 君 |
| まちづくり課長 | | 大後 修司 君 |

健康福祉課長 向後 喜一郎 君
会計管理者 石毛 幸子 君
病院事務長 海上 孝 君
農業委員会事務局長 高木 浩一 君
教 育 長 五十嵐 正憲 君
教 育 課 長 小林 豊 君

出席事務局員（3名）

事務局 長 石毛 一久
次 長 石毛 美恵子
主 査 岩瀬 知博

(午前10時00分 開会)

議長(土屋 進君)

皆様、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成29年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 鎌形寿一君、7番 大網正敏君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高木武男君。

9番(高木武男君)

それでは、報告いたします。

平成29年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月27日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案20件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から17日までの12日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は6人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。続いて、議案第1号から議案第11号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の7日は、議案第12号から議案第19号までの、平成29年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することとなります。次に、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の8日から16日までは休会としまして、この間、8日、9日、13日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の17日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第12号から議案第19号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会とします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（土屋 進君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月17日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月17日までの12日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成28年11月26日から平成29年2月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、下段でございます。総務課の臨時福祉給付金関係でございますが、給付金の支給状況を記載しております。申請受付は12月末までで終了いたしました。4月からはまた平成28年度分臨時福祉給付金支給対象者を対象とした臨時福祉給付金の支給事務が始まる予定でございます。

次に2ページ目、中段、総合計画関係でございますけれども、12月の議会定例会におきまして第6次東庄町総合計画基本構想の可決をいただきました。今後10年間のまちづくりの基本方針を定めるものでございます。

次に3ページ目、中段の町民課、賦課徴収関係でございますけれども、平成28年度町県民税等の新規更正分納税通知書を発送しております。

また、滞納処分といたしまして、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に9ページ目の衛生関係でございますけれども、記載のとおり、各種予防接種、検診等の事業を実施しております。

10ページ目、上段に子ども医療費、高校生医療費対策事業について、11月から1月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えております。

また、11ページ目には、介護保険関係での介護サービス利用件数、地域包括支援センター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

次に12ページ目のまちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事等8件の工事と測量業務委託6件の委託業務を発注いたしました。

次に14ページ、農林関係でございますが、2月10日に人・農地プランが決定をされ、公表されました。人・農地プランは、農業が厳しい状況に直面している中で、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するため、未来の設計図となるものでございます。

最後に17ページ目、東庄病院の関係でございますけれども、診療状況につきま

しては、入院患者数が1日平均50人、外来患者数が115人となっており、経営は順調に推移しているものと認識をしております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ、1項目目の教育委員会関係でございますが、定例の委員会を3回、協議会を2回、記載のとおり開催しております。協議会においては、教育委員会が抱える課題である東庄町立幼稚園をめぐる課題と小学校統合、給食センター整備計画に向けた取り組みについて協議を進めました。

次に、2項目目の学校教育関係では、最初に平成29年度東庄町立幼稚園児募集の結果については、表のようになっております。2月20日現在の笹川幼稚園の応募率は50%で、橘幼稚園の応募率は46.3%。町全体の町立幼稚園児募集率は48%でございます。

次に、教育相談でございますが、1月11日に実施いたしましたが、相談はありませんでした。

続いて、契約関係ですが、3件とも中学校の契約で、中学校教室北側の窓の雨返しアングル取替工事、サッカー場暗渠排水工事、体育館舞台上の照明設備改修工事を行いました。これからの教育施設の維持補修に努めてまいります。

次に19ページ、3項目目、生涯学習関係行事を記載のように行いました。主なものといたしましては、11月27日のコジュリンマラソン大会が小雨の降る中で299名の参加をいただき、行うことが出来ました。また、1月8日には、公民館を会場に該当者の83.3%に当たる120名の新成人を迎えて成人式が行われ、新成人の新しい門出を町を挙げてお祝いしたところでございます。

2月4日には、香取市民体育館で香取地区少年の日・地域のつどい大会が行われ、本町から4チームの小学生が出場して綱引き競技を行って、笹川地区のチーム笹川、石出地区のVent. Aが優勝、準優勝に輝きました。

次に中段、4項目目、公民館関係、5項目目、図書館関係では、記載のとおり各種事業、契約等を行いました。

最後に20ページ、6項目目の学校給食センター関係では、給食センター建設にかかるものとして2月6日に第1回学校給食センター厨房機器業者選定指名型プロポーザル審査委員会を開催いたしました。この後、3月22日にプレゼンテーションを行い、業者を選定していく予定です。

以上で、教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（土屋 進君）

次に、総務課長より専決処分の報告の申し出がありますので、これを許します。

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、専決処分を行いました件について、ご報告申し上げます。

お配りしてあります専決処分の報告についてをご覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について、町長が専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

1ページの専決処分書をご覧くださいと思います。

事案の概要では、平成28年10月27日、町職員の運転する当町所有の車両が、東庄町保健福祉総合センター敷地内道路におきまして、相手方車両と衝突する交通事故が発生いたしました。これにより、町所有車両の前方部が破損、相手方車両についても前方部が破損いたしました。双方に過失がございましたので、2ページの和解条項の内容で、平成28年12月9日に専決処分を行ったところでございます。

こうした事案が発生しないよう、今後、職員の適正なる職務遂行に努めてまいり所存でございます。

説明は以上でございます。

議長（土屋 進君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきま

す。

子どもたちが新年度を迎える季節になりました。新1年生を持つご家庭は、新たな環境に入ることとなり、本人はもとより、親御さんも期待と不安でいっぱいのことと思われまます。私も議員にさせていただいてから、小中学校、また幼稚園の入学・入園式等にご招待いただき、子どもたちの様子が見られる機会を楽しみに、毎年、出席させていただいております。特に幼稚園の入園式と卒園式、両方に出席して感じることは、幼児期の子どもは1年間でこれほど成長するものかと驚かされることです。

昨今、小学1年生になり、自分の席に座り、45分間の授業が受けられない子どもが多くなっている現状があるようです。じっとして先生や級友の話を聞けない児童がいて、学習指導の妨げになることもあると聞きます。発達障害などの問題がある場合は別ですが、家庭や社会の中で、習慣として身につけてこなかったこともあると思います。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。その観点からも、国は現在、幼児教育の無償化を前進させております。

さて、お隣の香取市小見川に建設されました認定こども園が来月からスタートします。若い世代は大変関心を持って見えています。私はこれまでも我が町の保育園、幼稚園について、町民の皆様から様々なご意見、ご要望をいただき、問題提起をしまいいりました。現在、町では私立保育園3法人、そして1年のみの町立幼稚園という形です。制度の面でも保育園と幼稚園は違いがあります。全国的には保育園でも様々特化した教育に力を入れているところもありますので、一概には言えませんが、町内の3保育園もそれぞれ保育方針が違ふと思われまます。保育園に一律の幼児教育を求めることは難しいと思ひまます。

現在、小学校に入学してくるのひ、町内の保育園から入る子どもと、1年は幼稚園に通う子ども、また町外の幼稚園、保育園に通った子どもなどがいます。これまで何度も提案させていただきまましたが、2年、また3年幼稚園を希望する声があります。また、働く保護者にとって、長時間保育は必要不可欠なものです。子育て世代の家庭の要望は様々です。そんな現状でも幼児教育は欠かせないものだと考えまます。そんな歯がゆさを持って町民の皆様と日々接してあります。

そこで本日は教育長に是非幼児教育の重要性とこれからの我が町の将来を担う子

どもたちを育むという観点でどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと存じます。

次に、図書館の整備充実について伺います。

初めに、町の図書館というよりは、公民館の中の図書室というイメージですが、現在の利用状況をお聞きします。貸出冊数、図書室の利用状況、またどのような人が多く利用しているのか。更に、中学校の図書館の利用状況もお聞きしたいと存じます。

次に、最近、テレビのニュース番組でもいじめ等による悲惨な事件、事故が報道されています。いじめと不登校は切り離して考えることは出来ません。私はこれまでも学校の卒業式に出席して、式典に参加出来ない生徒がいることがあり、大変心を痛めてきました。小学校から中学校へ、また高校へ進学して、元気に学校へ通うことが出来るだろうか心配でした。そこで我が町の現在の児童・生徒の不登校の実態と対応についてお伺いいたします。

それから、我が町の教育支援センターの利用状況と、また町外の支援センターを利用することは可能かどうかお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問は終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。
議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、幼児教育の重要性について、私からお答えさせていただきます。

幼児期の教育は、議員も述べられておりますように、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであると、このように認識しております。小中学校の義務教育でも、よく学校、家庭、地域社会が連携をして、教育していくことが大切であると、このように言われております。

幼児教育においても、小中学校と全く同じように、家庭、地域社会と幼稚園や保育園がそれぞれ教育機能を十分に発揮して、人格形成の基礎を培うと共に、子どもの自立に向けて健やかな成長をさせていくことが大変重要なものであると、このように思っております。

家庭では愛情やしつけなどを通して、幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する場であり、地域社会は様々な人たちとの交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られる場であると思います。そして、保育園や幼稚園は、幼

児の家庭での成長を受けて、同じ年齢の子どもたちとの集団活動を通して、家庭では十分に身につけることの出来ない基本的な生活習慣や態度、他者との関わり、自制心や我慢する心、規範意識などを学ぶこととなります。これらのことは、小学校でも学べないわけではありませんが、幼児期に、先程述べたことを経験して、身につけ、学ぶことが大変重要であると考えております。

そこで、本町での将来を担う子どもたちを育むという観点から、本町に2園ある幼稚園について、私の考えを述べさせていただきます。

町内の幼稚園を見てみますと、現在2園ある幼稚園は、来年度、先程行政報告で述べましたように、笹川幼稚園が該当者の約50%の18名、橘幼稚園は該当者の約46%の19人の幼児が幼稚園に入園する予定です。2園とも以前に比べて大変少人数になってまいりました。さきの12月議会で、現在の笹川小学校のところに東庄町に一つの小学校、東庄小学校を設置するということが決定いたしました。そこで、幼稚園についても、少人数になってきた二つの幼稚園を一つに統合して、町に一つの小学校に入学してくる、出来るだけたくさん子どもたちが一つの幼稚園で1年間、しっかりと幼稚園教育を受け、集団活動を通して学ぶ様々なことを身につけた上で、小学校教育が受けられるようにしていきたいと、このように考えております。

現在、幼稚園の就園率が下がっている一因として、保護者の就労があると思えます。両親共に就労している場合、幼稚園の保育時間が短いために預けられないという家庭がかなりあると思われれます。そのような理由で幼稚園教育を受けさせたいと思っても、幼稚園に預けられない保護者が幼稚園教育を受けやすくなるように整備をしていきたいと考えております。

具体的には、現在、幼稚園の教育時間は8時半から14時までですが、預かり保育を行って、8時から16時まで幼稚園で預かっております。しかし、両親共に5時過ぎまで就労している保護者も安心して幼稚園に入園させることが出来るように、一つの例として、朝8時前から18時過ぎまで預かり保育の時間を延長するなど、幼稚園の環境を変えていきたいと思っております。また、預かり保育を延長しますので、幼稚園型のこども園として認定されるように整備していきたいと、このようにも考えております。

このようにして、保育時間等の関係で幼稚園に通わせたくても通わせられない保

護者も安心して幼稚園に通わせることが出来ることで、幼稚園と小学校の連携の強化を図り、幼稚園での心の教育をより一層進め、幼稚園と小学校教育の連続性を高めていけるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、要旨2の町及び学校図書館の整備充実についてお答えを申し上げます。

まず、町の図書館業務は、東庄町図書館と石出分館の2館で圖書の貸し出しを行っております。東庄町図書館は、年末年始と第三日曜日と祝日のみの休館、石出分館は他に月、水も休館となります。

平成28年度、当初の蔵書総数は2万1,955冊、登録者数は3,133人あります。昨年度の図書貸出冊数は1万6,986冊、うち児童は6,696冊となっております。

また、年間来館者数は1万3,109人、うち石出分館は889人です。図書館に滞在の利用状況の内訳といたしましては、圖書の貸し出しのためが70%、自習が20%、ただし土日につきましては、約50%増加いたします。趣味や習い事の調べものが5%、新聞や館内の本の読書等が5%であります。

図書館の利用者は、年配の利用が多い一方、新刊圖書を常に毎月50冊ほど購入しておりますので、若い人の利用も多くなってきております。

自習のための利用では、中学生、高校生は受験やテスト勉強のために、成人は資格試験の勉強に、また小学生は親子で課題に取り組んだり、友人同士で宿題等に取り組んでおられます。町の歴史や趣味、習い事の調べもの利用者は圧倒的に年配者が多く、館内で新聞や読書をする人は、サラリーマンや若い人の利用もございます。

また、当館は窓が広いため、館内が明るく、静かだと好評で、他市町の図書館が休館日などは特に近隣市町の利用者が多くなっております。

続きまして、中学校の図書館について申し上げます。

平成27年度までは、昼休みの時間を活用して開館をしておりました。利用者は全学年合わせますと、多い日で一日30人以上、平均いたしますと20人程度の生徒の利用があります。貸し出しは一日に5人から8人程度であります。平成28年

度に入りまして、天窓ガラスの破損により、一時、閉館をいたしました。対応策として、校舎内2階のホールやオープンスペースを利用して図書コーナーを設置いたしました。また、更に並行して学級文庫を設置しております。

現在、天窓ガラスの修理は済んでおりますが、図書館の老朽化が著しいこと、現在の位置は死角が多く、終日開放出来ないこと、また悪天候の日には閉館せざるを得ないことなどから、閉館の状態が続いております。対応策といたしまして、今年度から特別支援教室が3クラスから2クラスになり、来年度もこの状態が続くと考えられますので、その空き教室を活用して、図書室として利用する準備をいただいております。

次に、ご質問の要旨の3、不登校の児童生徒の実態と対応について、お答えをいたします。

まず、現在の児童生徒の不登校の実態と対応についてのお尋ねがございました。不登校とは、年間30日以上にわたり病気や経済的な理由によるものを除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくとも出来ない状況にあることと定義をされております。現在、これに該当する児童生徒は、小学校で一人、中学校で10人です。登校出来ていない日数につきましては、小学校のお子さんは現在100日以上となり、中学校では50日未満の生徒が3人、100日未満が5人、100日以上が2人となっております。

不登校の児童生徒への対応につきましては、各学校は毎月第1週に前月の月末統計をもとにした欠席状況報告を教育委員会へ提出いたします。委員会では、毎月集計をいたしまして、北総教育事務所へ報告することとなっております。

この集計から、長欠児童生徒についての対応策を学校と検討すると共に、委員会は各校での長欠児童生徒について、個々の対応を確認いたします。これにより、委員会の支援が必要なときは、指導主事、町教育支援センター指導員が、児童生徒及び保護者と面接を行っております。

また、委員会は状況に応じまして、北総訪問相談担当教員、またはスクールソーシャルワーカーへの協力を要請いたします。これら一連の経過報告を受けながら、不登校対策会議と共に対処策を検討し、対応をしているところでございます。

次に、教育支援センターの利用状況についてのお尋ねがございました。町教育支

援センター「ふれあいルーム東庄」、適応指導教室であります。旧東城幼稚園の園舎を活用して設置をしております。東庄町教育委員会が、不登校の児童及び生徒に対し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校へ自信を持って復帰出来るように相談及び指導を行う施設であります。週3日、月、水、金の午前9時から午後3時まで開設し、町雇用の指導員を一人、配置しております。利用者は、平成26年度が3名、平成27年度が2名、平成28年、今現在、1名が通級をしております。

最後に、町外の支援センターの利用につきましては、本町の場合、その設置要綱の定めにおきまして、利用者を原則、町内の児童生徒に限定はしておりますが、そこにただし書きを設け、教育委員会が特に必要と認めたものは利用出来るものとしているところであります。

従いまして、他市町の設置規定の内容により異なることと考えます。

以上です。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

教育長の幼児教育にかける思いを聞かせていただきました。教育長の個人的なご意見かもしれませんが、小学校に入る前の大事な1年間を、今、保護者、利用者の思いに立って改善していくというか、もっと工夫をして、長時間保育とか出来るようにして、また更にこども園として扱えるようにしたいということをお聞きしました。

やはり最後の1年間だけは、かつてはうちの町も幼稚園と保育園の連携が、流れが上手く出来ていました。幼稚園に通いながら学童をやったりとか、1年間は必ず幼稚園に行っていました。それがいつの間にかだんだん、保護者の状況も変わってきたせいもありますけれども、今のような状況で、入園希望者が該当者の半分という状況になってきております。やはり大事な1年間、幼児教育の出来るところに保護者、該当者が全員そこにもし入れるようであれば入れるような体制作りが必要なということを思いました。

最近の新聞記事で、高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査で、将来就きたい職業の第1位は、男子が公務員、女子が保育士、幼稚園教諭という結果

を目にしました。我が町の子どもさんも高校卒業後、保育士、幼稚園教諭になりたいと都市部の大学や専門学校に進学します。資格を取り、いよいよ就職という段階で地元に戻ってきたいと思っても、我が町の保育園では、最初はほとんどが臨時職員扱いです。何年か勤めなければ正職員になれません。幼稚園も同様かと思います。

この条件では、優秀な人材は都市部に残るか、他の地域に行かれてしまいます。町内の子どもたちの教育のために働いてくれる大事な人材です。町立幼稚園職員の雇用体系を見直すべきと考えます。保育園は私立ですので踏み込めない部分はありますけれども、補助事業を考えるなどして手だてすべきと思いますが、町の見解をお聞きします。

図書館についてですが、利用者の利便性を考慮するという点で提案があります。

先程も申されましたけれども、図書館で自習される方は多くいらっしゃいます。図書室にパーテーションを設置し、周りの目を気にしないで学習出来るスペースを作ってもらいたいという要望があります。一人で集中して勉強したいとき、現在は小見川や佐原の図書館に通っている現状だということです。是非設置して、利用していただくべきと考えますが、教育委員会の見解をお聞きします。

また、先日、多古町の図書館を見学する機会がありました。幼稚園跡地の1階を図書館に、2階を放課後児童クラブにしてありました。入り口のところには、利用者のために毎月発行される新着図書のご案内などを掲載した図書館だよりが置かれ、開館時間は午前9時から午後7時までとなっていました。

また、時間外の返却ボックスも設置されていました。我が町の開館時間は9時から午後4時半までですが、利用者のことを考えるともう少し延長するべきではと思いますが、いかがでしょうか。

中学校の図書館についてですが、先日、ある保護者から、娘が学校の図書館は汚くて、暗いイメージだと言われたそうです。私も自宅に戻り、10年余り前に中学を卒業した娘に聞いてみました。すると、同じような答えが返ってきました。小学校のときは本をたくさん借りていたけれども、中学生になってからは教室から離れていることもあり、行きたくなかったとのこと。先日、私も現場を見てきました。あまりの汚さに驚きました。昨今、子どもたちの活字離れが問題視されているのに、図書館が行きたくない場所になってはいけないと思いました。子どもたちが気楽に、気軽に、楽しく行けるように整備すべきと考えます。

先程答弁の中で、校舎の中に組み込むというお話がありました。その点は学校の先生方、利用状況を見ての判断かと思いますので、是非期待したいと思えます。

それから、かつて自分の子どもさんが中学のとき、不登校だった経験を持つ方とお話しする機会がありました。当時は、我が町には不登校の子どもさんが通えるセンターもなく、自分たちでいろいろ手を尽くし、やっと町外のセンターに通わせていたことなど、その子どもさんは、中学校には3年間のうち、1、2ヶ月しか登校出来なかったと記憶しています。幸いにも単位制の高校に進学し、就職し、結婚もされ、立派に成長されているようで安心いたしました。自分たちのような大変な苦勞をしないように、町として様々取り組んで欲しいとお願いされました。

不登校の子どもといっても、一人一人実情が違います。担任教諭だけでなく、スクールカウンセラーを含め、学校全体で関われる体制が必要なのではと思います。学校に行かれないまま何年も過ごしてしまい、精神的な面はもちろんのこと、義務教育課程の学力も身につかないまま社会に出て、本人は更に苦しむことになると思います。

不登校を引きずり、そのままひきこもりになる人も見てきています。町として、何らかの形でその子どもが大人になるまで見守ってあげられる体制作りは出来ないものかと考えます。難しい、無理なことかもしれませんが、子どもとその保護者をサポートし、学校を卒業し、きちんと就労出来るところまで相談、助言の出来る体制が作られればと思いますが、町の見解をお聞きします。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、まず幼稚園の臨時講師の待遇改善に関するご質問についてお答えを申し上げます。

正規の職員と臨時職員とでは、その職務における職責と職務の質に相違があるものと考えております。

また、今現在、入園率が50%を下回りまして、園児数が減少している状況下、お話の趣旨とちょっとずれますが、正規の職員の増員は考えにくいものと言わざるを得ません。しかしながら、幼稚園でも現在、多動性のあるお子さん等々、インクルーシブ教育の観点から、可能な限り受け入れをしております。

従いまして、非常勤講師の配置は必要であると考えております。

次のご質問でございますが、図書館の環境改善についてであります。

現在の図書館の面積は、140平方メートルの中に大きなテーブルを4台、椅子を24脚、設置してございます。1テーブルに6人が使用可能な状態です。町民の方々が自由に読書や勉強が出来るように設置してありますが、1テーブルに個人個人の仕切りを作るのであれば、デスクトップパネルでの対応は可能だと思います。ただし、デスクとパネルが一体となったブース型デスクの設置につきましては、スペースの確保と予算計画を立てる必要がありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

また、利用時間に関するご要望がございました。利用時間につきましては、教育委員会としても非常に悩んでいるところであります。場所が公民館の2階というところでもありますので、非常に管理上、管理がしづらいということになっておりまして、これにつきましてもいろいろ方法を考えながら、検討をさせていただきたいと思っております。

また、中学校の図書館の関係であります。議員のおっしゃるとおり、現図書館はもう使用に耐えない状況にあると、学校の方でも、もう閉館をしているということを申し上げました。従いまして、対応策といたしまして、既存の校舎の中で今、設置をさせていただいているところであります。当初から現在の位置には、やはり死角が多いことと、それから雨天時には生徒の移動が出来ないということで、ちょっと位置に問題があったのかなと思っておりますので、新しい計画をするときにはその辺もクリアするように計画を立ててまいりたいと思っております。

続きまして、不登校に関する手当ということでもあります。基本的には不登校になる要因といたしましては、学業についていけないというのが40%近くの割合をしめるそうであります。それらをクリアするには、手当というよりもまず予防も必要かと思われまます。各小学校、また統合後の小学校におきまして、勉強をその子ども、子どもに応じてクリアしていくと、その要因を取り除くということがまず第一であろうと思っております。

対応策につきましては、先程申し上げたとおりでございます。今現在、個々に私共教育委員会の指導主事を中心に対応させていただいております。それ以上の制度化はなかなか難しいものであると認識をしております。

以上です。

議長（土屋 進君）

11番、山崎ひろみ君。

11番（山崎ひろみ君）

幼稚園教諭の雇用については、前々から何度も提案させてもらいました。今度また幼稚園が1園になって、状態が変わってきたときにもしかしたらまた検討課題になるかと思って期待しております。

町の図書館ですけれども、私も時々行きますけれども、塾に行かない子どもたちがあそこで勉強をしているということで、やはり勉強している姿を人にあまり見せたくないというところもあるらしく、出来ればパーテーションのところで、見えないうちで勉強したいということのために小見川や佐原に行っているということもお聞きしました。是非それも検討していただきたいと思います。

中学校の図書館ですけれども、本当にこの間見てきて、すぐにやらなければならない大事なところだと思いました。とりあえず今、学校の先生方が本の移動をしたりしておりますので、図書費もたくさんいただいているので、もったいないということで、いろいろ工夫されているようですので、それも期待したいと思います。

あと、不登校の子どもさんですけれども、今、学業についていけないというお話がありました。この点であれば、いち早くクリア出来るのではないかと思います。いじめから不登校になる方がちょっと問題だと思imasるので、その点とか、やはり工夫して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、いろいろなところを駆使して、一人でも、先程も10名が中学校でいるということで、ちょっと驚きの数でした。出来れば一人でも少なくされるように検討していただきたいと思imas。

最後に、以前にも述べましたけれども、町は第三子の保育料の無償化を大きく前進させていただきました。その影響もあると思imasますが、3人目を出産する世帯が増えていると聞いています。子育て、教育にかける町として、更に町民に寄り添った施策が必要かと考えます。そこで提案があります。これまでも何度かお願いしたと記憶しておりますが、町内の保育園、教育関係者、町当局など、一堂に会して、将来を担う子どもたちのための施策が出来るよう、情報の共有、意見交換等、話し合いの場を是非セッティングしていただきたいと思imas。これも小さな町だから

こそ出来ることではないでしょうか。私は子どもたちには、東庄で育ち、大きく羽ばたき、いずれまた帰ってきてほしいと願っております。町全体で子どもたちの成長を見守り、育む体制作りが出来ることを望みます。是非この場を設けていただきたいと思いますが、町の見解をお聞きします。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

今、山崎議員の方から、保育園と教育委員会、あるいは町との話し合いを持ってもらいたいということでしたが、先程私の方から述べましたように、東庄小学校の承認をいただきましたので、一つの小学校と幼稚園との連携とを考えて、現在、個々の保育園に幼稚園の状況を伝え、また保育園からは、保育園としての現在の状況や考えを私が行って、伺っているところでございます。

保育園と教育委員会の話し合いを持ってもらいたいとのご要望ということで、承っておきたいと思います。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、1番、土屋光正君。

1番（土屋光正君）

おはようございます。私なりに5年間、介護に一時、携わってきたことで、気がついたことについて質問いたします。

1番目に、高齢者の在宅介護のケアについてお聞きします。

なぜ在宅介護をしなければいけないのでしょうか。近年、急激な高齢化、長寿化に社会がついていけないと考えられます。

また、現在、全国で介護をしている人々は約557万人、そのうち47%、約5割が60歳以上です。これは老老介護です。

また、そのうち在宅介護は160万人いて、在宅介護のために仕事を離職しなければならなくなった人は約39万人。そして、生活出来ずに赤字になった家族は約33%おります。2025年には、3人に一人が高齢者になってしまうという現状です。これを単純に家族に置き換えると、子ども一人、夫婦二人、高齢者を介護し

なければいけないという状況になります。それなのに特別養護老人ホームとか、施設は十分設備されていないのが現状です。入居したくても入居が出来ないというのが現実です。100人待ちとか、その辺、無理というところがほとんどでしょうか。

我が町は、施設の利用はどのような状況でしょうか。また、施設は十分でしょうか。伺います。

次に、そのために家族は在宅介護をしなければなりません。そこで家族に負担がかかってきます。一人一人の負担が非常に大きくなってきています。また、最近是不景気により、若い人たちの共働き、働かなければなりません。このことから、高齢者が高齢者を介護するという現状になっています。

また、人によっては、大切な家族をホームに預けるのは嫌いだということから、在宅介護という人も多くなってきています。理由はどうあれ、在宅介護は介護する家族に負担がかかります。在宅介護を行う上で最大の問題というのは、要介護者を介護する家族の負担が大きいということであります。在宅介護をする介護時間というのは、一日当たり平均8時間かかります。一日起きている時間の3分の1以上、介護をしなければなりません。それほど介護は人の一生を左右します。絶望を訴える高齢者も多いです。

また、介護の無知識や人気不足によるところも多いですが、介護をしない家族の無責任な言動により、介護する人への圧迫、一人で抱え込む負担により、介護のノイローゼやパニック障害にかかります。

介護というものは、精神的にも肉体的にも、また経済的にも負担がかかるものです。介護する側の家族が逆に疲れてしまって、倒れてしまうことも考えられます。また、介護放棄になってしまいます。そのことから、在宅介護はまだまだ難しいです。

また、介護には休みは絶対にありません。いつまでやらなければいけないのか、先が見えないものです。あとどれだけ頑張ればという目標があれば頑張るのですが、これもちょっと変えられません。いつまでかわからないとなると精神的負担が増してきます。このような負担を軽減するために、行政は介護をする側にどのようなケアを行っていますか、伺います。

また、このような精神的な不安定な状態で介護を行う、高齢者に虐待であります。そこで家庭や介護システムにおける高齢者の虐待の問題になってきます。

2012年に国が発表する資料では、高齢者の虐待は1万5,000件、把握出来ているだけでこれだけの件数があります。県内では、平成26年に745人の高齢者が虐待に苦しんでいるという状況です。高齢者虐待の本質には、高齢者の暮らしをしっかりと見守る社会体制だけでなく、介護者のケアも不可欠です。高齢者にとっても介護者にとっても不幸な事態にならないよう、地域や行政の介護者に対する支援が大切だと思います。

家庭内での高齢者虐待は気づくことが遅れ、発見が遅れてしまいます。当町では、このようなことは、気がついたらすぐに行政が介入してくれるでしょうか。また、介護者に対してどのようなケアを行いますか。レスパイト後の本人や介護者のケアはどのように行われているでしょうか、伺います。

また、2014年に神奈川県のある施設で、介護士が高齢者に虐待して死亡事故させた事件があります。また、2016年に障害者施設で重大な事件が発生しました。人は全て子どもであろうが高齢者であろうが身体障害者であろうが、安心して出来る場所として尊重されています。生きていたいという望みを持っています。しかし、何らかの理由でかなわなくなる場合もあり、家族から無視されたり、だまされたり、暴力をふるわれたり、本来、このような事態はあってはなりません。

しかし、介護の現場では、虐待は今もどこかで行われて、助けを求めているかもしれない。高齢者の人として、尊厳を傷つける行為です。高齢者の虐待は身体的なものではありません。介護の世話のときの介護世話放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待と、代表的に四つあります。また、県内では身体的虐待が70%と多く、次に心理的虐待が47%、介護の放棄は22%となります。経済的虐待として17%、性的虐待が非常に少なく0.6%となっています。とにかく虐待と聞くと身体的なイメージをしがちですが、本人の意思に反して財産を勝手に使ったり、毎日暴言を投げかけるという行為も虐待の一つです。精神にダメージを与え、人としての尊厳を傷つける行為は、すべからず虐待と言えます。誰しも介護ストレス等からこうした虐待とみなされる行為をしてしまう可能性もあると思います。

高齢者の虐待の特徴として、虐待をしている人に虐待をしているという自覚があるとは限らないと思います。自覚もあれば虐待を助長させることにつながるかもしれません。

また、高齢者の虐待の要因は、希薄な近接関係、介護者の社会からの孤立、老老

介護、単身介護の増加、介護者のニーズに合わない介護施設などの社会環境や介護疲れ、生活の長期にわたる介護ストレス、介護に関する知識不足、高齢者の認知症による言動の混乱、身体自立度の低さがあります。家庭内での高齢者の虐待をしている虐待者の内訳を見ると、42%がなぜか息子さんが多いです。次に19%が夫です。次に16%が娘となっております。実の息子からの虐待と言動が多いと思われています。

当町では、このような虐待の報告はあったでしょうか。伺います。

1回目の質問は以上で終わります。2回目の質問は自席で行います。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

それでは、高齢者の在宅介護についてお答えをいたします。

質問要旨の1点目、高齢者の在宅介護者ケアについてですが、高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする人の数も増加傾向にあります。そのような中で、在宅介護での介護者の精神的、あるいは身体的負担は大きいものと認識をしております。

要介護者のショートステイやデイサービスといった介護保険サービスは、介護を必要とする方のためのサービスであると同時に、介護者にとってリフレッシュの時間を作るなど、精神的、身体的負担を軽減するサービスであり、こうしたサービスをケアマネジャーさんと相談しながら有効に利用していただくことが負担の軽減につながるものと考えます。

また、町の地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口でございます。相談をいただくことで、ケアマネジャーさん初め、関係機関と連携し、介護者の悩みの解消や負担の軽減に努めているところでございます。

次に、施設は足りているのかというご質問がございました。現在、東庄町には地域密着型事業所として4事業所、広域型の介護施設として五つの施設がございます。今年の1月1日現在でございますが、デイサービスやショートステイの利用を希望している方で、その待機者となっている方はいないということもございました。

また、特別養護老人ホームの竜神苑、藹藹、介護老人保健施設の深深では、それぞれ待機者があり、待機されている方は同時に町外を含め複数の施設に入所申し込みをしているケースが多いと考えられます。こうした状況の中で、必ずしも施設数

が十分に足りているとは言えませんが、平成30年3月から、広域型60床の特別養護老人ホームが町内に開園の予定であり、待機者の解消が図られるものと考えております。

次に、質問要旨2点目の、高齢者介護者の虐待についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、高齢者虐待にかかる相談や通報につきまして、今年度、4件、受け付けをしております。このうち2件は前年度からの継続ケースであります。相談事は、被害を受けている高齢者本人、またはケアマネジャー、当事者以外の家族、あるいは香取警察署からの通報となっております。

なお、4件のうち在宅介護者が関係するものは1件でありまして、これはケアマネジャーさんからの相談によるものでございました。

次に、高齢者虐待にかかる相談等を受け付けした場合の対応についてですが、高齢者の権利擁護を担当する地域包括支援センターを中心として、多くの関係機関が早い段階から連携して対応しております。国及び県の高齢者虐待対応マニュアルに沿って対応することになりますが、まず、状況を確認し、緊急性の判断を行い、訪問調査等による事実確認をした後、関係者によるケース会議を開き、援助方針や支援内容等を決定いたします。緊急性の高い場合は、高齢者の措置入所の実施により、虐待者との分離をするといった場合もありますが、本町では現在、そのようなケースは発生しておりません。

また、時間をかけて状況の改善を図る必要がある場合は、継続した見守りやケアプランの見直し、施設入所につなげていくといった支援により対応をしているところでございます。このような場合には、家族関係は断ち切ることなく、介護の負担軽減を図ることを重視して対応しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（土屋 進君）

1番、土屋光正君。

1番（土屋光正君）

ありがとうございます。東庄町で65歳以上の人口で約1万4,000人が総人口としましたとき、65歳以上は5,000人いると思います。約3分の1です。その中で、介護認定を受けているというのが740人ほどいると思います。その中

の740人の介護認定を受けて、サービスを受けているという方は約560人が580人かいると思いますけれども、その差が100名以上あります。それは在宅で介護しているんでしょうか。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

介護認定を受けている方が、議員のおっしゃるとおり、その人数がございます。介護認定を受けていても、介護サービスを利用していない方もございます。また、その方が施設へ入所しているということはございませぬので、在宅にというふうにごえられると思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

1番、土屋光正君。

1番（土屋光正君）

では、当町ではほとんど介護、虐待は今、1件と聞きましたので、ないということですね。当町で、そのように虐待は非常に少ないということは、私が考えている人、東庄町で平成23年8月に町で見守りネットワークというのをスタートしたと思います。そのときに、民生委員、町の行政、それから町の区長さんたち、それから皆さん、地域の見守りをネットワークによって、安心して暮らせるようにということで、関係者と協力して見守りして、もし虐待があった場合は即、町とかケアマネさん、それから行政に報告するようになっているかと思います。それで虐待が非常に少ないかと思います。

また、もう一個、緊急医療キット、私がちょうど民生委員をやっているときに緊急医療キットの配布がありました。そのとき65歳以上の独居の人と一応なっていますけれども、あとはそのサービスを受けたいとか、それとか身体障害者、1級から3級の人というようになっています。サービスを受けたい人がいれば、町の方は緊急医療キットを無料で配布するということになっています。

当町では、65歳以上で、高齢者が今の緊急医療キットを受け取っている人は何%あるんでしょうか。わかりますか。だから、ほとんどまだ、この場合は町の、区の方に聞いたところ、ほとんど、私のところは今、280世帯ありますけれども、そ

のうち約半分以下が受け取っていないということです。

是非今後とも、このすばらしい緊急医療キットの配布と、それから町の見守りネットワークというものがありますので、大いに利用しまして、いろいろな在宅の關係のサービスを町民及び行政との一体化として進めていくよう、要望として私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で土屋光正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からとします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、一般質問を行います。

小学校の設置条例について、平成25年11月27日、小学校統合に関する検討委員会から町教育委員会へ現在の5校から1校に統合するものとするという答申がありました。附帯意見として、統合計画の策定に当たっては、町民に情報を公開し、きめ細かく、丁寧な説明を考慮されたいということでした。昨年12月議会における小学校設置条例の議決について町民に聞いたところ、85%の方が町民の意見が反映されていないと言っています。また、小学校統合に関する情報が届いていないという方は94%にのぼります。これほど多くの町民が設置条例の決め方について疑念を持っています。

町政は、町民一人一人のためにあるのではないのでしょうか。このまま進めていいたら大きな禍根を残します。東京都の豊洲市場への移転問題では、大きなミスが幾つも見つかりました。過ちを早く解決すれば、これほど大きな問題にはならなかったはずですが。本町における小学校の統合についても、間違いに早く気づいてほしいと思います。町教育委員会は、諸課題検討委員会や意見を聞く会、そして町民の声を尊重すべきです。情報操作や議会工作までして統合を決めましたが、ここは白紙

撤回して、今一度、十分に検討すべきです。教育委員会の見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、まず、教育委員会といたしましては、さきの設置条例の一部改正の手續きにつきまして、瑕疵があったとは認識をしておりません。

小学校の統合に関します東庄町立小学校の設置条例の一部改正条例につきましては、昨年の12月定例会におきまして、賛成多数により議決いただいたところでございます。教育委員会といたしましては、平成32年4月の統合に向け、保護者の皆様、各学区の区長を初めとする住民の方々のご協力をいただきながら、粛々と準備を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、それぞれのお立場から、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

2月15日付、千葉日報によると、本町は過疎地域に指定されるということです。将来的に急激な人口減少や財政規模の縮小が見込まれるという事実を国が認めたこととなります。国立人口問題研究所の推計によると、20年後の人口は1万人ほどが予測されます。また、財政規模の10億円ぐらいの減少も予測されます。有史以来、経験したことのない人口減少社会となり、今までとは違った目線で物事を考えなければなりません。中学校が統合され、そして今回、小学校が5校から1校へと統合されようとしています。今から数年間は良いかもしれませんが、10年後には小学校と中学校を統合せざるを得なくなります。限りある予算の中でも、子どもたちにはより良い教育環境を整えなければなりません。そのためには、小学校は中学校の隣に建て、運動場、体育館、プール、図書館等、小中が共同で利用すれば、より効率的です。

次に、小学校統合問題に町民から多くの意見が寄せられていますので、紹介します。

二段階の統合で、今の校舎を利用し、経費の節減を図る。町民には両案、笹川小学校か中学校の隣かの利点、欠点を示すべきだ。中長期的な展望で検討すべきだ。このような大きな問題は住民投票で決めるべきだ。意見を聞く会の意見を無視することは単なるガス抜きか。東城小の児童はスクールバスで朝早く、早朝の登校となり、不公平だ。2校統合でスタートして、中学校舎建て替え時に小学校も併設し、小学校も1校に統合する。教育の里作りを。町民が理想とするビジョンを示し、将来を見越した教育改革を。このように多くの町民がこの設置条例にはノーと言っています。町民の一人一人の声を丁寧に聞くことは、行政の基本ではないでしょうか。

以上、申し上げましたが、これらの町民の声をどのように受けとめますか。教育委員会の見解を求めます。

以上です。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

小学校統合に関するご意見につきましては、諸課題検討委員会、統廃合にかかる説明会、意見をいただく会、等々を通して寄せられてまいりました。教育委員会といたしましては、これらのご意見の最大公約数を子どもたちのより良い教育環境の整備を念頭にしながら、現在の学校の状況、学習指導要領の改訂、更には財政状況等を考慮しながら検討してまいりました。

この最大公約数には、それぞれの数値の量はあられませんが、その要素は含まれているものと考えます。

議員が今、示された個々のご意見も、この最大公約数に含まれているものと認識しております。

以上です。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

町民の意見は、全く入っていないと思います。非常に残念です。

昨年の広報2月号に、小学校の設置場所が決まったかのような情報を発信し、9月から12月にかけて議員一人一人に働きかけがありました。教育委員会の思惑どおりの結果になりました。この結果について町民に聞いたところ、85%の方が町民の意思が反映されていないと言っています。これがまさに議会制民主主義の崩壊です。町教育委員会は、子どもたちのため、子どもたちのためといつも言っている皆さんのやることではありません。行政も議会も町民の負託を受けております。町民は何を望んでいるのか、町民目線で物事を考えなければなりません。この問題は一度立ち止まって十分に議論し、検討されることを望みます。

以上で3月議会での一般質問を終わります。

議長（土屋 進君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

今年4月1日から、我が町が過疎指定されることになりましたが、それに伴い将来的にどんな事業対策を考えていますか。町にとって不利な点がありますか。お答えください。

それと、財政措置と行政措置とはどういうものがありますか。お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行います。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、過疎地域の指定に関するご質問にお答えいたします。

2015年、国勢調査の結果が公表されたことから、人口減少率などの要件によりまして、千葉県内、7番目の自治体として過疎地域に指定を受けられる見込みとなっております。

最初に悪い点ということでございましたが、まず悪い点は特にないというふうに思っております。強いて申し上げれば、過疎という言葉が持つマイナスイメージ、これを持たれやすいのかなという心配はございます。

一方、良い点といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法によりまして、一部、国の補助事業における補助金のかさ上げや過疎地域における施設整備や地域医

療の確保など、集落の維持、活性化等に必要な経費について、地方財政法に定める場合以外の経費についても地方債、過疎対策事業債、これを財源に充てることが可能となります。

また、その将来負担の軽減のため、元利償還金の7割が後年度に交付税措置されるなどの財政措置が受けられます。

また、基幹道路の整備など、町に財政力が伴わない場合や技術的に難しい場合、県が町に代わって事業を行うことが出来る行政措置の支援を受けることが可能となります。代行制度と申しますけれども、これを受けることが可能になります。このようなことから、町としては、今回、地域指定を受けられるのであれば、チャンスをいただいたものと捉えております。

なお、各種施策の実現には、過疎地域自立支援促進市町村計画の策定が必要になります。計画策定に当たりましては、今後、千葉県と協議、調整を重ねまして、町の9月議会定例会への計画案の上程を目指しているところでございます。そして各種優遇措置を十分活用しながら、より効果的な事業展開、町の活性化を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

過疎対策事業債を利用し、老朽化した中学校とか小学校の校舎を建て替えはする考えはお持ちですか。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

今現在、個別の計画自体は持っておりません。というか、これから計画を作っていく段階でございます。

東庄町にとって、より有利な事業展開になるよう、過疎指定の特権を生かし、優遇措置を出来る限り活用したいと考えております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

これをいい機会に是非老朽化した校舎を新しく建て直すことが生徒のためと私は考えますけれども、それを要望して終わりにしたいと思います。よろしく願います。

議長（土屋 進君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時39分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

7番、大網でございます。昼一番から、早速質問に入らせていただきます。

質問事項、学校給食について。

学校給食法第2条は、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、学校給食を実施するために当たっての目標が規定されております。

1、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図る。2、日常生活における食事について、正しい理解を広める。健全な食生活を営むことが出来る判断力を培う、及び望ましい食習慣を養う。3番目、学校生活を豊かにし、明るい、社交性及び協同の精神を養う。4番目、食生活が自然の恩恵の上に成り立っているものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊敬する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。5番目、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6番目、我が国や各地の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。7番目、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。以上のように規定されております。

そこで質問いたします。東庄町の食育についてお聞きいたします。国民一人一人が生涯を通じて健全な食生活を送り、日本固有の文化を継承出来るように食についての考える習慣や食べ物を選択する力を身につけるための教育全般を聞きますが、

東庄町はどのように考えているのかお聞きいたします。

まず、栄養、気候、季節、風土、郷土料理などを考慮し、また異文化の交流を含めた献立をどのように定めていくのかお聞きいたします。

次に、献立による宗教的配慮やアレルギーの対策はどのようにしていますか。

続いて、給食の残滓についてどのように行っているのかお聞きいたします。また、地産地消に向けた取り組みはいかがですか。

最後に、給食におけるマナーなどの指導はどのように行われているのかお聞きいたします。

要旨2、給食費についてお聞きいたします。

学校給食法による学校給食の実施に必要な施設及び整備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは、義務教育小学校の設置者の負担とする。前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とする。

そこで、給食費の未納金はどのように対応し、処理を行っているのかお聞きいたします。

また、数年前までは学校給食を特別会計で行っていたと思いますが、材料費と保護者の給食費を歳出歳入に対応し、決算書で記載し、保護者に対し明瞭に表記すべきだと思いますが、どのような経緯で学校給食特別会計を排除したのか、理由をお聞きいたします。

続きまして、神崎町では2017年度から給食費の無料化の方針を打ち出しましたが、我が町ではどのように考えているのかお聞きいたします。

質問要旨3、給食センターの多機能化についてお聞きいたします。

統合、少子化が進み、給食の供給が過剰になると考えられます。学校給食センターを利用した高齢者等に対する食事の提供サービスが可能なら、高齢者福祉の推進になるとと思いますが、意見をお聞かせください。

質問事項2、町職員の働き方改革についてお聞きいたします。

厚生労働省のホームページの働き方改革の実例に向けてのページでは、働き方改革は一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものです。厚生労働省では、女性も男性も、高齢者も若者も、障害や難病がある人も、一人一人のニーズに合った納得のいく働き方を実現するため

に働き方改革の実現に向けた取り組みを進めております。以上のように、ホームページでは記載されております。

それでは、民間の企業と地方公務員との差はあるとは思いますが、町の職員がどのような働き方改革を進めているのかお聞きいたします。

まずは、人材教育についてお聞きいたします。

地方分権の一層の進展や地方創生等、必要性により、地方公共団体の役割が増大していることに加え、住民ニーズが高度化、多様化しており、地方公共団体において、自ら考え、企画・行動し、困難な課題を解決する能力と高い功績を上げることが出来る職員を育成、確保していくことが必要だと思っておりますが、どのような対策を取っているのかお聞きいたします。

次に、小田原市の生活保護なめんなジャンパー、モチベーション向上のため、不正受給を許さないという強いメッセージを盛り込みつつ、職員の連帯感を高揚させるためと説明しておりましたが、間違った方向に進んでしまったと私は考えております。我が町ではどのような方法でモチベーションを高めているのかお聞きいたします。

次に、女性職員の活躍に向けた女性の採用の拡大や育成、人事をどのように行っているのかお聞きいたします。

最後に、プレミアムフライデーは毎月末の金曜日、午後3時前後の早期時間帯に退庁を促す取り組みで、経済産業省が旗振り役となって官民で作る協議会が設置されて、今年2月24日に初めて導入されました。我が町ではどのような方法で対応するのかお聞きいたします。

質問要旨2、町職員のメンタルヘルスについてお聞きいたします。

効率的な職場環境を実現するため、実務運営やワーク・ライフ・バランスを行った職員を適切に評価し、長時間労働よりも業績や業務の改善、効率化を行っていく必要があると思っております。町ではどのような対策をしているのかお聞きいたします。

また、働くことで精神的な疲労、ストレス、悩みが原因で精神的健康、心の健康が脅かされていくことを予防と回復を目的としたメンタルヘルスの対策としては、町はどのように行っているのかお聞きいたします。

以上、1回目の質問はこれで終わりにいたします。次回から自席で行いますので、よろしく申し上げます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、ご質問事項の１点目、学校給食につきましては、私の方から答弁を申し上げます。

要旨の１点目、食育について何点かご質問がございました。

まず、献立についてですが、本町におきましては、塩分過剰による胃がん等の発生率が高いとのデータもあり、特に塩分摂取に気をつけた栄養管理を行っております。また、児童生徒の嗜好も鑑み、肉、魚、豆料理など、偏りのない献立を提供しております。

栄養面につきましては、学校給食摂取基準に基づき、献立を作成していただいているところでございます。

次に、献立による宗教的配慮に関しましては、どの宗教、宗派でも問題なくいただけるグローバルな献立にはなっていないのは現状であります。

また、アレルギー対策に対しては、現状ではセンターの栄養士と学校の養護教諭等が連携し、材料チェック方式で保護者に確認の上、代替食の持参か本人による除去をお願いしております。

現在の給食センター設備では、この方法が限界であります。この方法はアレルギー対策としては問題を抱えているとされております。

アレルギー対策は、平成２７年度に文部科学省から出されました指針をもとに、新たな給食センター建設に併せ、アレルギー対策の実施の可否も含めて検討をしております。

次に、給食の残滓につきましては、衛生面の考慮の上、学校での処理をお願いしているところであります。

次に、地産地消については、配送ルートや数量の確保も含め、現状の維持と新しい協力者を募集しているところであります。現状につきましては、米の全てと、一部ではありますが、豚肉、タマネギ、キャベツ、長ネギ、大根、イチゴが地元産となっております。

次に、給食におけるマナー指導につきましては、栄養士が学校に出向いての給食指導において、各小学校の１年生に姿勢やおはしの持ち方などを指導しているところ

ろであります。

続いて、要旨の2点目、給食費について申し上げます。

まず、給食費の債権としての性格から申し上げます。

給食費につきましては、本町の場合、現給食センターの運用が開始されました昭和56年から公会計処理されております。このことから、一見、公債権と考えられがちであります。法律の解釈上、私債権として分類されます。

従いまして、未収金の学校給食費に対する消滅時効は、民法の規定に従うこととなり、2年と解釈されております。

さて、未納金の対応でございますが、未納者に対しましては、文書催告を初め、電話催告、臨戸徴収を実施して、納付をお願いしております。

また、その際、児童手当からの納付や、場合によりましては、準要保護申請の説明等も実施しているところでございます。

これらの対応をいたしましても、残念ながら未収金となった債権の処理でございますが、先程申し上げましたとおり、私債権としての会計処理となります。従いまして、消滅時効は2年ではありますが、金銭債権につきましては、当事者の援用がない限り債権として残ることとなります。その額は、平成27年度決算時ではありますが、平成16年から未納が発生しておりまして、それらの累計で82万円余りとなっております。

次に、特別会計から一般会計への移行につきましては、平成21年度から統合をされております。統合の理由といたしましては、歳入のほぼ半額が一般会計からの繰入金であり、必ずしも一般会計と区分して処理する必要はないものであることから、会計事務の簡素化のため統合されたものであります。

次に、給食費の無償化につきましては、子育て世帯への支援事業、更には地域活性化事業の一つとして、政策的に実施されている面もでございます。本町におきましては、受益者負担の原則と政策的判断のバランスを考慮しながらご検討をいただくことと考えております。

次に、新給食センターの多機能化について申し上げます。

高齢者等に対する食事の提供につきましては、逸脱した規模でない限り、制度的には可能であると考えます。しかしながら、その事業実施に要する体制や設備等の整備を考えますと、教育委員会といたしましては、新給食センター整備計画の中で

の検討は考えておりません。

私の方からは以上です。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、質問事項の2番、働き方改革についてお答えいたします。

質問要旨の1点目、人材教育についてですが、職員の能力開発は基本的に職員個人の自己啓発意欲、向上意欲に置くところが大きいものでございます。能力開発をより効果的にするため、各種研修の受講や人材育成のための計画的なジョブローテーション等の取り組みを行っております。

また、本年度から目標管理、自己評価、面談等を取り入れた新たな人事評価制度を導入いたしました。職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力、及び上げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び、より高い能力を持った公務員の育成を行うと共に、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台を作ることを目的としております。

今後も人材育成を効果的に推進するため、職員採用から人事異動、承認、昇格から定年に至るまで、個人の職員の持つ能力を最大限に発揮させることを目的に職員の生涯教育としての人材育成という視点に立って、人事システム改善や充実に努めてまいります。

次に、女性職員の活躍についてでございます。

本町では、平成28年4月に東庄町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、女性職員がより個性と能力を発揮出来る職場環境を目指しております。

職員採用は、試験結果に基づき実施することが前提となりますが、年度によって男女比率に差が認められるものの、概ねバランスの取れた採用状況となっております。

管理職としての女性職員の登用につきましては、対象となり得る、概ね50歳代の年齢層において男女比に偏りがあることが影響して、女性比率が低めの状況となっております。管理職への登用においては、個々の職員の人事評価の結果を踏まえ

たものとなりますが、今後も能力のある女性職員は登用していく方針でございます。

次に、プレミアムフライデーの取り組みにつきましては、全国的に官民で連携して進められておりますが、住民サービスの観点等から、現時点で導入の予定はございません。当町においては、時間外勤務の削減や年次休暇の取得促進等当町なりのワーク・ライフ・バランス対策を推進してまいります。

次に、質問要旨の2点目、町職員のメンタルヘルスについてでございます。まず、効率的な職場環境を実現するための対策でございますが、先程説明いたしました人事評価制度における職員面談等を活用し、業務の改善、効率化を目指し、もって長時間労働の削減、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、メンタルヘルス対策でございますが、平成27年12月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づき、本年度から職員のストレスチェック制度を導入いたしました。

本年度は、職員全体を対象にストレスチェックを実施、委託業者による分析を行いまして、職員本人に結果を通知いたしました。職員はこの結果に基づき、カウンセラー等への電話相談や産業医による面接指導を受けることが出来る制度となっております。

また、ストレスチェックの結果による職場分析を行いまして、職場環境の改善に活かしていきたいと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

議長（土屋 進君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

お答えありがとうございます。

まず、食育のことからお願いいたします。食育につきましては、学校だけでなく、もちろん家庭、それと地域の文化的なことも考えなければいけないのかなと思っています。そして、自分の家族といますか、子どもは何が好きで何が嫌いか、それを学校にある程度わかる連絡票みたいな形で疎通をしてもらえればいいのか、そして、まだ東庄町ではイスラム教の人が入ってはいないとは思いますが、お肉を食っちゃいけないという宗教的な人もいると思います。そういう場合はどうするか

ということをちょっと考えてもらいたいなと思っています。

それと、もちろん、やはり学校と家庭で食育を考えていくということで、学校はこのように進める、そして家庭はこのように教えているという連絡票をやってもらいたいと思いますが、これについてまたお伺いいたします。

それと、給食費については、神崎町では半分ですか、給食費の半分以上を負担するという条例がありました。我が町では、負担するというか、その条例がございませんので、出来たら支出が増えた分は町が負担するという条例を作るべきではないのかなと私は考えております。もしくは無料にすれば未納金の問題もなくなるし、それこそ一般会計で給食費、材料費だけを追い込むという形で十分だと思いますので、出来れば給食費無料化に進めて努力してもらいたいと思います。

それと、3番目の給食センターの多機能化なんですけれども、いろいろ難しい部分はあるとは思いますが、絶対に児童と生徒は少なくなっていくので、給食の供給出来る数は余っていくはずで、その余っていく部分を高齢者、違う人たちに提供出来ればと思いますが、法律的に学校給食法というものがあるので、あと違う法律で改めて施設を町に作るみたいな形は取れるかどうか、ちょっとそこを確認、お願いいたします。

続きまして、職員の働き方改革なんですけれども、今年から新しいそういう法律というのが出来ましたので、まだ始まったばかりだと思います。職員は住民との接点がすごい近いので、まず体の健康、それと心の健康を維持してもらって、町のため、そして町民のために働いてもらいたいと思っています。これは私からお願いというか、是非今の制度に則って適切にお願いしたいと思っています。

以上、給食の点をちょっと質問いたしますので、よろしくお願いいたします。もう一度、無料化についてどうかということで、まず無料化の方、もう一度確認いたします。出来ないものか。もしくは条例で町が負担するという条例を作れないものか。そうすると条例を作れば、町が補助しても可能だと思いますが、今の状態では、ちょっと父兄が負担するという形になっていますので、それは違うんじゃないかという、間違えた考え方だと思うので、それは出た分は町が負担するという条例をお願いしたいと思います。

以上です。お願いいたします。それをちょっとお聞きいたします。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

まず、学校と児童生徒さんとの間の連絡票のお話がありました。これにつきましては、連絡票というものを実は私は現場的に確認はしておりませんが、当然、アレルギー対策もあることでありますので、密なる連絡は入学前等に行っております。あと、入学後につきましては、いわゆる趣味嗜好までの連絡票というものは考えておらないものであります。

続きまして、給食費の無償化につきましてのお尋ねがありました。本町の場合、約1,000万円程度、議会で議決をいただきまして、予算の中で給食費の方に盛り込んでいるところであります。議員のおっしゃるとおり、学校給食法では、給食費は本来であれば保護者の負担とするという、これはきちんとした法律の定めがございます。従いまして、それをどのようにクリアするかということではありますが、本町の場合には、無償化ではありませんので、予算化ということで議会の議決をいただき、その一部を補填しているという構成であります。

神崎さんの場合には、私、確認しておりませんが、議員が確認してくれたということですので、条例化ということで、その半額なりを負担するというので、それは恐らく一過性のあることで、これは法律に触れるか触れないか、抵触するかしないかというところが、あとは構成理論上の問題でありますので、ここは違う判断をしていると思いますが、ただ無償化になりますと、これは完璧に学校給食法に抵触いたします。

そうすれば、どのような方法があるかということでもあります。まず、今の制度を全て見直さなければなりません。学校給食を公会計化からまず外します。それで、学校ごとに、または学校全体です、給食会のようなものを作っていただいて、そこで本来であれば集めるべき給食費の額が決まります。それを町の一般会計なりから補助制度を作って補助ということが今一般的に行われている制度の運用であります。

ですから、それは過渡期ということだと思います。条例化というものは、それが法律的な解釈論が正しいかどうかというのはちょっと私にもここでは申し上げられません。

あと、給食センターの多機能化のお話がありました。私は議員のご質問の趣旨が

ら、今新しく作ったラインで、そのラインを使って、余剰分で高齢者に供給するという、これについては制度的には可能だというお答えをさせていただきました。ただ、全国的な傾向をインターネットもありますので調べてみますと、やはり補助金の問題とかいろいろ絡んでくる可能性が出ますので、そういう施設につきましては、センターの脇に仕切りをきっちり作って、脇に作っているのが現状です。ただ、制度的には可能だと思います。

あとはもう一点問題があります。町として、学校給食センターをどう管理するかであります。給食センターは、学校教育施設であります。公の施設ではありません。従いまして、庁舎の中で、例を申し上げますと、ここの庁舎のここでバザーをするだとか、庁舎の廊下でテントを張らせてパンを売らせませるかというところになるかと思っておりますので、その辺は、町として給食センターをどのように管理するかという形も考えなければならぬと思います。ただ、一番のネックは、やはり作るのを作りますが、誰が運ぶのか。食缶でありますと、食缶をそのまま持って行って、相手方がそれで食べられるのか、そういう制度設計が必要になるかと思っております。ですから、これは教育委員会の所管よりは全く違った次元の話になります。

以上です。

議長（土屋 進君）

7番、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

お答え、どうもありがとうございます。

給食センターにつきましては、多分、時期が来ればそのような形になると、法律的に改正されるし、そのような形になっていくのかなと私は思っておりますので、なるべく多様なセンターになるような形で、みんなして知恵を絞ってやりたいなと思っております。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

8番、城之内です。教育環境の整備・充実について質問します。よろしくお願

します。

最初に、東庄町立小学校統合計画及び統合小学校施設計画について質問します。

子どもが減少する中での学校の統廃合はやむを得ないと思いますが、学ぶ環境が地域の場合、同じ町内で学ぶ環境が極端に異なるのは不公平ではないかとか、学校は地域の財産、なくなるとまた作るわけにはいかないなど、また統合にはメリットもデメリットもあります。子どもの教育環境の改善に誰も反対する人はいません。行政が性急に統合を進めると、地域の反発を生みます。統合ありきではなく、丁寧な説明と保護者と共に住民の意見を聞き、反映させることが欠かせません。新たな学校像や教育方法がわからなければなりません。新たな学校になって質がどうなるのか、注視する必要があります。そこで伺います。

昨年12月議会において、平成32年4月、現笹川小学校の位置に小学校5校を1校に統廃合する改正設置条例が議決された中、統合に向けて計画は進められると思いますが、反対意見もあった中、僅差での議決という状況について、それなりに受けとめる必要はあると思います。設置条例が可決された中、それに向けて進められるのは当然ですが、教育委員会の見解を伺います。

統合計画に基づいての設置条例の制定とはいえ、9月議会に統合小学校施設計画における設計業務委託料、設置条例の提案という説明があった中、12月議会における設置条例のみの提案ということは、施設計画は改めて検討し直す、白紙撤回とも理解出来ます。統合計画及び設置条例の制定は平成32年度笹川小学校の位置ありきとしか思えません。併せて見解を伺います。

統合計画では、平成32年度に現笹川小学校の位置に小学校5校を1校に統廃合としているところですが、ポイントというか、最大の根拠は、小学校統合には、平成32年度、普通教室、特別支援教室、合わせて18教室が必要、現在の笹川小学校は平成32年度に18教室が確保可能、従って平成32年度を統合の時期としますとしています。推計違いにより教室数が2教室不足するという状況の中、平成32年度に笹川小学校の位置に統廃合という根拠は何なのか伺います。

併せて推計違いは致し方ありませんが、統合計画における推計違いの説明は疑問があります。教育長が任命されていない中での教育委員会としての機関決定を含めて、これまでの説明では疑問を感じざるを得ません。理解しがたいものがあります。改めて教育委員会の明確な説明を求めます。

一方、12月議会において、議会の議決をいただく事項といたしまして、一番の大きなものは設置条例、統合計画は議会の議決事項ではないとか、平成32年4月に笹川小学校の位置に5校を1校に統廃合する計画は変わっていないという答弁がありました。計画は議会の議決事項ではありませんが、計画は状況が変われば変わるとも言えます。統合計画自体が平成32年度、笹川小学校の位置ありき、具体的に決まっているのは統合校の名称、統合の位置、統合の時期のみ、設置条例の議決事項だけです。重要な問題である通学条件を含めて、何も示されていません。統合が決まっているだけで、あとは何もわからないでは、児童、保護者にとっては不安感があります。計画は全て具体的なものを示す必要があると思います。教育委員会の見解を伺います。

統合小学校施設計画に関しては、小学校統合計画や従来の説明、答弁と大きく乖離しています。施設計画は統合計画の大幅な変更であると教育委員会としては認識しておりませんという答弁があった中、改めて伺います。

平成32年4月、笹川小学校の位置に5校全校を廃止して1校に統合する、この計画は変わっておりませんという答弁がありました。が、それが変わっていないだけで統合計画に付記されている事項、それと従来の説明と大幅に食い違っています。大きくかけ離れています。統合計画の大幅な変更としか思えません。従来の説明は何であったのかという感もあります。改めて教育委員会の見解を伺います。

統合小学校施設計画について、疑問点は多々ありますが、3点伺います。

教室を増設する必要がある場合には、特別教室を簡易校舎建設で置き換えるが、普通教室、なぜ普通教室3教室になるのか。

2点目として、それに伴って理科室、音楽室の増築を含め、RC造りの新校舎増築の計画になるのか、アクティブラーニング等、新学習指導要領対応とか説明がありました。新学習指導要領に対応するためになぜ施設の増築が必要なのか、施設の問題ではないと思います。理科室、音楽室の増築についても同様、同規模の小学校で理科室、音楽室が各2教室ずつあるのはどれくらいあるのか伺います。

併せて新校舎増築工事については、RC造から軽量鉄骨造に変更されたところですが、国庫補助金の関係という説明があったところですが、全く理解出来ません。教室の転用を含めて、一貫性がありません。基本的な姿勢が感じられません。

3点目として、北校舎、北南校舎改修工事については、これについても変更され

ているところですが、なぜいきなり計画されたのか伺います。

統合小学校施設計画については、将来ビジョンが示されない限り、判断出来かねる面があります。教育委員会の的確な答弁を求めます。

次に、小学校統合に向けての今後のスケジュール及び統合後の課題について伺います。

小学校統合に向けては、設置条例が議決され、平成32年度に笹川小学校の位置に統合が決まったのみ、校章、校歌、校旗等の作成を初め、まだまだ多くの課題、検討すべき事項があります。教育委員会として、統合全体会議を設置し、必要な事項について検討、調整という説明があった中、統合に向けては、保護者、住民の意見の反映と丁寧な説明、十分な説明が必要です。教育委員会の認識を伺います。

小学校統合では、鍵となるポイントは児童の通学距離、時間の拡大にどのような手当を講じるか。通学条件への手当についてがまず問題になります。統合した場合の通学条件は、どう変化するかについて、児童生徒一人一人について検討して見る必要があります。笹川小学校区の児童は徒歩通学、笹川小学校学区以外の児童はスクールバス通学という中、スクールバス通学に伴う登下校で歩かなくなったことによる運動不足解消も課題であり、またクラブ活動など、バスのダイヤに活動が制約されやすいなど、課題も発生します。教育委員会としての所見を伺い、併せて登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故が全国で相次いで発生しています。住宅街を走る生活道路が、小中学生の通学路であると同時に、歩道のない道路も数多くあります。通学に伴う安全安心の確保は重要な課題です。

スクールバスの運行については、統合全体会議などで検討していくことになるかと理解しますが、教育委員会としての方針を伺います。

スクールバスの運行ルートが示されている中、乗降箇所の設置について、バス停の数、時刻表と運行計画について、バス停と安全安心の確保について及び徒歩通学、スクールバス通学における最短、最長の距離と時間について伺います。

一方で、スクールバスの運行に関しては民間委託も考えられますが、改めて行政としての見解を伺います。

統合後の課題について伺います。

子どもが減少する中での学校統廃合はやむを得ないとはいえ、統合後の地域間の融和やまとまりをどう保持するかという問題が発生します。学校統廃合では、子ど

もの融和よりも保護者、地域住民同士の融和こそが鍵とも言われます。結果として、学校がなくなってしまう地域にとっては、大きな問題です。変化をもたらします。小学校は地域とのつながりが濃く、学校行事には地域の人たちも参加してきました。地域の人間関係を育み、コミュニティを築いてきました。どんな学校も特徴と歴史があり、学校の文化的な背景があります。学校の場合は子どもへの教育だけでなく、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことが求められます。教育委員会の所見を伺います。

併せて小学校が地域社会のインフラであるという事実から出発して、学校統合を跡地利用と一体に捉え、考える必要があります。閉校後の校舎などの維持管理に費用がかかり、活用法に悩みを抱える自治体は全国各地に多い中、跡地利用について行政の基本的な考え方をお尋ねします。

社会教育、老人福祉、体験交流などの施設として使われてもいますが、利用方法が決まっていない例も数多くあります。町における小学校校舎の老朽化の問題もあります。将来にわたる費用対効果の推計も必要です。廃校後の学校施設の維持、管理にどれぐらいの費用がかかるのかを含めて伺います。

次に、小中一貫教育について伺います。

小中一貫教育については、統合計画においては将来的に取り組むべき課題として捉えている小学校統廃合の作業と同時並行して必要な要件について鋭意研究と検討を進めていくものとしている中、小学校と中学校の9年間を一体的に捉えて、小中で別々のカリキュラムを一連のものとし、相互につながりのある時間割や指導法を採用、義務教育の期間を一体と捉える小中一貫教育、中1ギャップの解消、学力向上、不登校の減少、また9年間ずっと一緒に学ぶことへの懸念、教員の確保、負担増など、効果や課題も報告されています。国も小中一貫校を制度化した中、今後、校舎の分離、一体に関わらず、新たに一貫教育を始めるところが多くなると考えますが、教育委員会の見解を伺います。

併せて、これまでの研究、検討状況についてお聞きします。

一方、小中一貫校の半分以上が統合の中でという中、学校統廃合の手だてとして、一貫校が進められていることも問題があります。形ばかりの一貫校では作る意味を問われます。小中一貫校にどんな教育効果があるか検証されないまま導入するのは問題もあります。教育委員会の所見を伺います。

併せて諸要件が整い次第、移行出来るようにという中、諸要件が整うについて、具体的にどのような要件を整えばなのか小中一貫校、一貫教育については一步後退している印象も感じられますが、教育委員会の見解を伺います。

次に、幼稚園・保育園の将来の方向性について伺います。

少子化対策が叫ばれてきたにも関わらず、仕事か子どもかの厳しい選択を迫られる状況は相変わらず続いています。質の高い保育を提供して、仕事も子どもも実現することは重要な課題です。全ての幼児に等しく、心身共に健やかな生活と発達、福祉と教育を提供する必要があります。幼児期は、子どもたちが成長していく過程において、最も大切な集団活動や異年齢児との交流、そして基本的な生活習慣を養うことの重要さや、また生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であること、更に就学前の教育体制の在り方等を思考すると、幼児教育の振興、発展を図る必要があります。教育長の所見を伺います。

小学校統合が決定した中、本町においては、中学校が1校、そして小学校も1校、幼稚園が2園という状況になります。幼稚園についても、将来的に統合するのか、教育委員会の考えをお尋ねします。

併せて統合する場合の時期について伺います。

一方、幼稚園の2年保育、3年保育の課題に対しては、永らく先送りされているところですが、改めて行政の考えを伺います。前向きに検討するという答弁もあった中、検討してきたのか、検討結果と併せて伺います。

少子化が進む中、幼稚園の利用児数が減少し続けており、一方、増加し続けてきた保育所の利用児数も減少傾向に転じてきたという状況下、少子化地域の今後は、今まで以上に就学前の子どもの割合が低下することが予想されます。幼稚園の維持は現状以上に厳しくなると予想されます。町内幼稚園における幼稚園児の町内該当者数と応募者数及び町内応募率について伺います。就園率の低下傾向が続いている中、要因と併せて伺います。

子どもを預けて働きたい人が増えている状況下、保育ニーズも多様化し、仕事と子育てを両立する保育サービスの充実を目指す必要があります。平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度により、基礎自治体である市町村は、地域の実情に合わせた支援を計画的に推進することが求められています。制度の主なポイントは認定こども園の創設、少子化が進展する町の現状を考え、考慮したとき、3歳以

上の全員入所を目指し、幼児期の学校教育、保護者の就労等に対応した保育を一体的に提供出来る幼保連携型認定こども園の選択肢しかないと思います。行政の見解を伺います。

子ども・子育て支援制度では、保育が必要な家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域の実情に応じた多様な子ども・子育て支援制度を充実させるため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、放課後児童クラブなど、13の事業を地域子ども・子育て支援事業として市町村が実施する事業として位置づけられました。市町村格差の懸念も指摘されていますが、1点だけお聞きします。放課後児童クラブについて、小学校統合が決定している中、統合後の放課後児童クラブの運営について、行政としての方針を伺います。

最後に、学校給食センターについて質問します。

学校給食センターの老朽化の著しい中で、新たな施設を作ったり、新たな方法で学校給食を提供するのは賛成ですが、学校給食がおいしいものを安全で安定した形で児童生徒に提供するのが大切です。学校給食センターについては、厨房機器業者選定指名型プロポーザル実施及び給食センター改築工事の説明があったところです。戦後の食糧難解消から始まった学校給食は急速に全国に普及し、完全給食の普及率は小中学校で90%以上という中、現在は給食の栄養で辛うじて保たれている状態の子どもが増えているとか、唯一、栄養バランスの取れたその日の食事という状況もあると言われます。2005年には食育基本法も施行されています。国民一人一人が食に関する適切な判断力を身につけ、生活改善につなげることを目指したもので、食育を知育、徳育、体育の基礎になるべきものと位置づけています。食に関する正しい知識と共に、望ましい食習慣を身につける役割を果たす一方、おいしい給食を楽しく食事をする学校給食となるよう望みます。教育長の所見を食育教育、及び学校給食の完食について、併せて伺います。

学校給食センター改築工事費用概算約9億9,000万という中で、給食センター建設工事の完成が平成32年3月、小学校統合を考慮すると給食の提供は統合と一緒に望ましいところですが、教育委員会の見解を伺います。

給食の方法が弁当方式から変わる中、児童生徒、学校側にとっても大きく変わります。配送についても同様、一方、給食センターの調理及び設備の維持、管理、運営面においても変わってくると思います。正規職員と臨時職員の人数など、運営面

における体制はどのようになるのか、配送における民間委託等、併せて行政の考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（土屋 進君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、まず幼稚園、保育園の将来性のこと、学校給食センターの食育教育及び完食についての教育長の所見はとのご質問について、まず私からお答えいたします。

幼稚園、保育園の将来の方向性については、先程の山崎議員の質問に対して答弁させていただきましたが、幼稚園の2年、3年保育についての考えを質問されておりますので、私の考えを述べて答弁としたいと思います。

幼稚園の2年、3年保育については、東庄小学校の設置の承認をいただいてから現在までのところ町内2園の保育園に行き、保育園の状況等を伺ってまいりました。これまでの幼稚園と保育園との関係や、五つあった幼稚園を2園に統合した当時の状況などを鑑み、先程の山崎議員への答弁でも述べましたように、幼稚園の保育時間を延長して、幼稚園型のこども園として認定していただき、1年間の認定こども園として小学校就学前の幼稚園教育をしっかりと行っていくことが肝要かと考えます。このようにすることにより、保育園と幼稚園が切磋琢磨して子どもたちの教育を行っていくことが本町の子どもたちにとってより良いものになるのではないかと、このように考えております。

次に、学校給食センターについての食育教育及び完食についてお答えいたします。

まず、学校における食育教育でございますが、学校給食を通して行われる教育が中心となります。学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるためには重要な教材として、給食の時間だけではなく、総合的な学習の時間、特別活動等においても活用して食育を行うことが出来ると考えております。特に給食の時間では、準備から食事をすること、後片付けまでを行うことで、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせることが出来ます。また、学校給食に地場産物を活用

したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることも出来るなどの教育効果も期待出来ると考えております。

続いて、学校給食の完食についてであります。児童生徒の体格や活動量、健康状態などは子どもたち一人一人違います。給食の時間の指導は、集団を基本としながら、一人一人の児童生徒の特性を考慮して、その指導が画一的な指導にならないように配慮する必要があると思います。以前は画一的に完食を目標として給食指導をした時期もあったかもしれませんが、現在では、完食をさせるという指導は行っておりません。ただ、給食指導を通して、食事の量、食べる速度、嗜好等について個別に把握し、あまりに偏食をしていたり、嗜好に偏りがあつたりして指導の必要がある場合には、少しずつ、根気強く、改善に向けた対応や指導を行うことも必要だと、このようにも思っております。

私からの答弁は以上でございます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、私の方からは、ご質問事項の1、教育環境の整備・充実についてに関連しましたご質問のうち、教育委員会所管の事項についてお答えを申し上げます。

まず、質問要旨1、東庄町立小学校統合計画及び統合小学校施設計画についての中で、設置条例の可決は僅差であったことに対する教育委員会の見解についてのお尋ねがありました。こちらにつきましては、高木議員のご質問でも答弁申し上げましたが、教育委員会といたしましては、平成32年4月の統合に向け、保護者の皆様、各学区の区長を初めとする住民の方々のご協力をいただきながら、粛々と準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、さきの12月議会における設置条例のみの提案に関するお尋ねについて申し上げます。

昨年9月議会の前までは、統合に必要な増築校舎を鉄筋コンクリート造りで国からの助成を受けて、平成29年度に工事を着工する予定をしておりました。国からの助成を統合時期の3年前に受けるためには、その申請要件として設置条例の議決をいただく必要があります。そのため、これらの施設計画の教育的見地からの必要

性と設計にかかります補正予算等の事前説明を9月定例会前の全員協議会の場をおかりして、議員各位に、丁寧にご説明を申し上げてきたところでございます。

この説明の中で、議員各位から財政面のご質問を軸に、統合について様々なご意見をいただいたところでございます。

これらのご意見を教育委員会に持ち帰り、教育委員のご意見を伺うと共に、新学校給食センター整備方針及び概算費用を考慮し、更には新給食センターを中学校敷地内に建設可能な方向性も見えてまいりましたので、将来の教育施設の集約化も見据え、増築校舎を軽量鉄骨で建設することとした次第であります。

軽量鉄骨造の校舎は、国からの交付金対象とはなりませんので、その意味でのこの時期の設置条例の提案は必要がなくなるわけであります。しかしながら、統合的には地域の皆様のご協力をいただきながら進める実質的な準備に多大な時間を要することとなります。

教育委員会といたしましては、来年度、平成29年度からこの準備に入るバックボーンとして設置条例の提案をお願いし、住民の代表者である議員各位で構成する議会に最終的なご判断をいただいたものであります。

次に、平成32年度に笹川小学校の位置への統合の根拠についてお尋ねがございました。平成32年度に統合する件でございますが、教育委員会といたしましては、統合計画でもお示ししておりますとおり、その必要性として学校の小規模化、複式学級の発生の懸念等を挙げさせていただいております。この中で、複式学級の発生については、神代小学校において平成31年度からと推定し、そこに施設関係の考慮を加え、計画の中では平成32年度を目途としたところでございます。この複式学級の発生が神代小学校におきまして、来年度から現実のものとなり、笹川小学校を除く他の学校でも学校の小規模化が進んでおります。

人数の多い学校と、あまりに少人数になってしまった学校では、同じ町内の小学生でも学習環境が違ってまいります。町内の小学生は同じ教育環境で学べるようにすることは教育委員会の責務であり、統合の説明会等で保護者の方々とお約束したことでありと確信をしているところであります。

位置につきましては、小学校5校のうち統合校としてどの学校が最も適合し、利用可能なのかを各校の耐用年数、普通教室化可能な教室の総数、施設の拡張性、スクールバス運行などの学校設備面の諸要件について検討をいたしました。更に保護

者や地域の方々との密接な学校行事となります。P T A 活動や運動会等を開催する場合、駐車場の確保が必要となります。これらを総合的に検討した結果、最も適合する笹川小学校の位置に統合するものとしたものでございます。

次に、教育長が任命されていない中の教育委員会としての機関決定について申し上げます。

この件に関しましては、再三ご質問をいただいておりますので、繰り返しの答弁となりますことをご了承願います。

小学校の統廃合につきましては、平成 23 年 12 月に有識者による東庄町教育行政諸課題検討委員会を立ち上げ、少子化に伴う学校教育の在り方についてを諮問し、平成 25 年 11 月に答申をいただいた後、教育委員会教育委員協議会を重ねてまいりました。この間、検討委員会、教育委員会の検討の中で、アンケート調査、ご意見をいただく会、説明会を丁寧実施、開催してきたところでございます。これらの中で、統合につきましては、5 校を 1 校に統合し、位置は、現笹川小学校の位置に、そして時期は平成 32 年 4 月からとすることについて、保護者の方々を初め、地域住民の皆様にも基本的にご理解をいただけたものと考えております。

さて、小学校の統合を進めるには、その準備として様々な案件を処理しなければならないこととなります。一例を申し上げますと、ハード面では、統合小学校の施設、設備の整備、スクールバス運行及びルートの安全対策及び通学路の検討、細部ではございますが、体操服、上履きなどの検討等がございます。

また、ソフト面では、統合小学校における教育方針教育目標の分析と立案、学校経営計画の原案の策定、校歌、校旗、校章の決定、更には児童の交流事業の立案実施、保護者地域の方々を中心に組織いただいております P T A、教育振興会の体制の検討、また今行われておりますが、これから大変重要なことではございますが、廃校になる学校の現代まで培われた伝統文化の扱い等でございます。

これらの諸課題を処理するためには、当然のことながら、保護者を初めとする地域住民の皆様はもとより、議会の皆様にもご理解をいただくと共に、財政的手当も必要であります。このようなことから、統合計画につきましては、教育長が不在とはいえ、総合教育会議が 2 回にわたり開催され、本町の教育の基本理念の確認がなされたことを踏まえまして、平成 32 年 4 月の統合に向け、計画をお示しする時期、時間的期限を考慮の上、教育委員の総意をもって決定したものでございます。ご理

解を賜りたいと存じます。

次に、設置条例の決定だけで具体的な計画が示されていないとのご意見に関する教育委員会の見解についてお答えをいたします。

通学条件等に代表される具体的な計画をお示しすることの必要性は、当然のことと考えます。計画が未だ示されていないとご指摘ですが、教育委員会といたしましては、設置条例の可決をバックボーンとして、これから学区の皆様と検討していく事項であると考えております。

そのため、来年度から東庄町立小学校統合全体会議の立ち上げ、学区の皆様にご協力をいただきながら、東庄小学校の校歌、校旗、校章、学校運営、教育計画、スクールバスの運行、通学路等を初め、教育振興会、PTA組織の運営、更には統合前後における児童への配慮に関すること等を検討していただき、成案を得たいと存じます。

これら組織の詳細につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただいておりますので、割愛をさせていただきます。

なお、本件につきましては、本件と申しますのは、東庄町立小学校統合全体会議の設置の関係であります。さきの各小学校の3月PTA集会の折、各校を教育長と私、それと指導主事、あと課長補佐でございますが、回らせていただきまして、保護者の皆様にご説明と依頼を申し上げたところであります。

次に、施設計画は統合計画と乖離していることのご意見についての教育委員会の見解を申し上げます。

統合計画の中で、もしも平成32年度に児童数の推計と実数がかけ離れ、学級数の不足により教室を増築する必要が生じた場合には、特別教室を簡易校舎建設で置き換えるなどの対策を講じ、施設整備費については必要最小限度の経費で済むように対応を考慮するものとしているところでもあり、現在、お願いしております施設計画は、普通教室が3教室含まれておりますが、軽量鉄骨造で簡易に建設するものであり、乖離とまでは言えないものと認識をしております。

次に、現施設計画について3点のご質問がございました。

1点目の特別教室を簡易校舎で対応が、普通教室が3教室になぜなるのかとのご質問です。

これは、先程申し上げました統合計画の増築計画との対比と認識いたしますが、

これにつきましては、何回も申し上げて恐縮でございますが、平成32年度から開始される教育指導要領の軸でありますアクティブラーニングに対応するため、統合計画で普通教室に変更予定であった多目的ルーム等を既存の校舎内に確保するためでございます。

2点目の、なぜ教室の増築が必要なのか。同規模の学校で理科室、音楽室が2教室ある学校は何校あるのかとのご質問でございますが、同規模での音楽室、理科室が2教室ある学校数につきましては、適当な資料がありませんので、件数的なものはお答えが出来ません。しかし、近隣の例を申し上げますと、隣の市の小見川中央小学校は、児童数が約500人程度の規模であります。これに関しましては、統合後の東庄小学校522名を想定しておりますので、若干、小規模な学校ではあります。同校におきましては、理科室が2教室あり、音楽室については、1教室ではあります。不足する分、多目的ルームで代用措置を取っていると伺っております。

なぜ増築が必要なのかということにつきましては、先程申し上げましたとおりでございます。

3点目の、既存校舎の改修工事がなぜ変更されたのかについてでございます。昨年の9月議会前までは、国からの助成制度を活用し、現笹川小学校の北、南校舎の改修を計画いたしました。国からの助成を受けるためには、ある程度の大規模改修でなければその対象になりません。統合に際しまして、校舎をより良いものへと変え、児童の教育環境の整備を図ろうとしたものでございます。

この件に関しましても、事前説明を9月定例会前の全員協議会の場をおかりして議員各位に丁寧にご説明申し上げてきたところであります。

この説明の中で、この件に関しましても、議員各位から財政面での問題を軸に、統合について様々なご意見をいただいたところでございます。先程と同じようになりますが、これらのご意見を教育委員会に持ち帰り、教育委員のご意見を伺うと共に、新学校給食センターの整備方針及び概算費用を考慮し、更には新学校給食センターを中学校敷地内に建設可能な方向性も見えてまいりましたので、将来の教育施設の集約を見据えまして、増築校舎を軽量鉄骨で建設すると共に、併せて北、南校舎の大規模改修工事を取りやめた次第であります。ただし、既存校舎、北、南校舎へのクーラーの設置、それと無線LANの整備、あと必要最小限のトイレの改修につきましては、実施をさせていただきたいと考えております。

続きまして、質問要旨の2、小学校統合に向けての今後のスケジュール及び統合後の課題についてお答えをいたします。

まず、統合に向けては、保護者、住民の意見の反映と丁寧な説明が必要であるとのご意見に関します教育委員会の認識のお尋ねがありました。議員のおっしゃるとおりであると認識をしております。

次に、スクールバスの運行についての教育委員会の方針と運行に関する民間委託について申し上げます。

笹川小学校区以外の遠距離通学となる地域の児童は、スクールバスを最初から想定をさせていただいております。詳細につきましては、先程申し上げました東庄町立小学校統合全体会議の中の通学安全部会で検討していただきますが、事務局案としましては、中型バス4台による4ルート of それぞれ登校時2便、下校時2便の送迎を軸に検討していただきたいと考えております。

運行の民間委託につきましては、児童の安全面を第一に通学安全部会のご意見を聞きながら検討をしております。

次に、学校が地域コミュニティの拠点としてのご意見に関する教育委員会の所見について申し上げます。これにつきましても、議員のおっしゃるとおりであると考えます。先程申し上げました東庄町立小学校統合全体会議の中の地域部会の皆様のご協力をいただきながら、各校のこれまで築いてきた伝統、文化を統合小学校に引き継ぎ、東庄小学校が東庄町全体の地域コミュニティの拠点としての役割を担える学校になることを期待するものであります。

次に、跡地利用について、行政の基本的な考え方のお尋ねがございました。ただ今リノベーション事業を総務課で実施中ではありますが、ここで教育委員会としての所見を申し上げます。現学校施設は、体育館に代表されるように教育施設としてのみではなく、社会教育施設としての役割も担っております。教育委員会といたしましては、体育館、プール等の社会教育施設としての需要を見極め、現在、行われております総務課で実施中でありましてリノベーション事業の一つの中の検討事項に加えていただきたいと考えております。

次に、廃校後の学校施設の維持管理の費用についてお尋ねでございますが、その利活用には未知数も多く、算定出来ないものと考えます。

続きまして、質問要旨の3、小中一貫教育等について答弁を申し上げます。

まず、一貫教育を始めるところが多くなると考えるが、教育委員会の見解はとのご質問と、これまでの検討状況について申し上げます。

一貫教育を開始するところが多くなるかどうかについては、私は不透明だと考えます。検討状況についてであります。現段階では情報を収集している段階であります。小中一貫教育は、新たな制度であるため、その制度の理解のため、研修会等に主に私と指導主事等で参加し、情報収集を行ってまいりました。平成27年9月に文部科学省において制度の説明会がありましたので、これに参加しております。

また、同年11月には、つくば国際会議場におきまして、ICTを活用した小中一貫教育研究大会に出向き、つくば市の一貫教育を研修してまいりました。更に本年に入りまして、1月に千葉県教育委員会の主催する小中一貫教育推進事業にかかる研修会が千葉総合教育センターで開催されましたので、これに出席し、市川市立塩浜学園の設置の経緯と実践にかかる成果、課題を研修してまいりました。これらの研修の情報を教育委員の皆様へ適宜、提供し、検討の基本情報としていただいているところであります。

次に、小中一貫校の教育効果の検証なしに一貫校を導入するには問題があるとのご意見と、それに関する教育委員会の所見について申し上げます。これにつきましても、議員のおっしゃるとおりであると考えます。

次に、小中一貫校に移行する諸要件は何かとのお尋ねですが、これはまず議員の言われる検証することが第一義だろうと思います。あと諸要件といたしましては、本町におきます一貫教育のビジョンの策定、更には配置可能な教員の確保状態の検証が挙げられるかと思えます。

続きまして、質問要旨の5、学校給食センターについて答弁申し上げます。

まず、新センターの給食の提供は、統合と一緒に望ましいとのご意見に関する教育委員会の見解のお尋ねでございます。議員のおっしゃるとおりであると認識しております。

次に、新センターの運営体制と配送における民間委託等の考え方についてでございます。新センターにつきましては、現在、厨房業者の選定をプロポーザル方式において実施しております。ご質問の運営体制と配送業務につきましても、センターの規模、配送するものの量等が大きく関わってまいります。従いまして、未知数の部分も多く、現段階ではお答え出来ませんが、これらを選定されました厨房業者の

経験を聞きながら、検討をしてみたいと思います。

私の方からは以上です。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

質問要旨の4点目、幼稚園・保育園の将来の方向性についての中で、放課後児童クラブの運営についてのご質問がございました。放課後児童クラブにつきましては、健康福祉課が所管でありますので、私の方からご答弁をさせていただきます。

放課後の時間は、子どもたちの健全な成長に大変大事な時間であると認識をしております。子どもたちの健全育成の支援、そして子育て支援の観点から、子どもが安全に安心して過ごすことが出来る環境を整備していく必要があると考えております。平成32年度からの小学校統合に向けて、放課後児童クラブの運営をどのようにしていくか、平成29年度中に方向性を示せるよう検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

答弁がなかなか長かったもので、何点かだけ伺います。

12月議会における設置条例に関しては、やはりそれはそれでという、それをバックボーンにしてということでしょうけれども、設置条例がなくても、それは統合計画に沿って進められるわけですから、あえて必要はなかったと思います。

それと、その統合小学校の施設計画が出ているわけですから、予算を伴う以上、やはりこれ予算の裏付けがなければ設置条例が出てもあれなものですから、予算が伴う以上、それと同時か、それが確保されてからというか、その部分で良かったんじゃないかと思います。設置条例はあくまでも開校するまでにやればいい話で、計画は統合計画に沿って進められると思います。やはり設置条例のみの制定は、予算を伴う以上、そこであえてそれだけやる必要はなかったと思います。一緒にやる、多少云々も言っていたわけですから、その辺だけ確認しておきます。予算を伴う以上、設置条例は、それかそれ以後じゃないかという部分、それとあと、教育委員会として機関決定、教育長がいない中で、やはり教育長は教育委員会を総理するとか、

代表者とか、その部分があるわけですから、日程を考えてというけれども、計画はそのとおりやればいい話で、何ヶ月後には教育長が任命されるわけですから、あえて統合計画をまとめる意味もないと思います。計画があって、それに沿って進められても、何しろというよりも、教育委員会を代表する、総理するとまで言っているわけですから、総理するとは統一して管理することと理解します。その教育長がいない中で、教育委員の総意と総合教育会議を経ているとはいえ、やはり総合教育会議を経てといっても、総合教育会議には決定権はありません。その代表がいない中での教育委員会の機関決定はやはり32年、笹川小学校統合ありきで進められるためのものだと思います。

それと推計事案、これはもう全然理解出来ません。推計ではないわけですから。実数が出ているわけですから。その時点で一昨年12月時点での計画を出したということは、もう実数が出ているわけですから、見直しをしなかったのか。それともある程度わかっている公表しないでそのままやったのか。それ以外考えられません。やはりこれも大きな問題だと思います。

それと統合計画と違ってない、大幅な変更ではないという意味で、普通に考えれば、統合計画をやれば、そのまま何もやらないで笹川小学校の位置という理解もできますが。統合計画というのは、計画案の中になかった、もし推計違いにより移動数云々の場合は、簡易校舎というのが付け加えられています。だから、ここはあの時点でわかっていたのかなという部分と同時に、この統合計画と同時にやれば、2教室が足りなくなったんだから簡易校舎で特別教室でやる以外はないと思います。それがなぜいきなりあんな施設計画が出るのか、それとその経緯を説明がありましたけれども、4月に推計で計画をして、5月に実数でやったら2教室が足りなくなった。5月にやって足りなくなったから、新しい施設計画をやった。6月議会の、もう6月に我々議員に説明があった。何でこの1ヶ月足らずでこれだけの施設計画が出るのかという疑問は大いにあります。あれだけの計画が何で1ヶ月で出てくるのか。この辺がやはりはっきり説明をしておくべきだと思います。

時間も過ぎていきますので、それだけ確認しておきます。

議長（土屋 進君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

まず、もとの計画と施設計画の乖離について、乖離ということで表現されております。

まず、もとの計画でございますが、これは教育委員会が、私が教育課長になる以前から温めてきた計画であります。それをバックボーンとして、とりあえず方向性を定め、それに平成28年度に入りまして、教育長にご就任いただき、また何回も申し上げておりますけれども、校長経験者の先生にお加わりいただき、新しい教育課程をにらみということで、計画を策定いただいたところであります。

確かに推計値につきましては、計画のままお示しをしてしまいました。そこには実は、計画値はもともと学園のお子さんは入っていないというのが想定であります。

今、やはりインクルーシブ教育の推進の関係で、学園さんでも神代小学校にお入りいただく児童が多くなっております。そちらの推計値が30人であります。あと、いわゆる計画上の推計値の推計誤りは30人ということでございます。

ですから、この辺はお許しをいただきたいと思いますが、当初の計画は今まで温めてきたものを教育長不在とはいえ、時間の限られた中でまずお示しをして、そこに新しい指導要領、それから就任された教育長の思想、それと校長経験者であった学校の先生の今までのご経験を入れて実施計画をお作りしたというところであります。

それとあと、当然、予算を伴うものでありますので、これは概念的なお答えになって申し訳ありませんが、よく言われる話であります、卵が先か鶏が先かという話でありまして、議員は恐らく成長した鶏の姿を見せろとおっしゃっているのですが、ある意味、こういう統合のようなものは、議会という最終決定をいただく機関で設置条例という卵をお産みいただいて、そこからどういう鳥に育てていくのか、地域の皆様のご意見を聞きながら、どのような鳥に育てていくのか。コジュリンにするのか、白鳥にするのか、それこそ変わっていくものと思います。ですから、本件につきましては、卵が先で良かったのではないかと私は考えております。

それと、あと当然、予算が伴うわけでありまして、その都度、議会の議決は必要になるわけでありまして、それを先に示せというお話でございますが、ここは検討しなければ示されないものもあるわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

議論が長いのか、かみ合わないというか、ただ、その設置条例に関しては、やはり予算を伴うのは確実ですから、その後というか、その後でもいいわけだと思います。これは法的な部分はわからないけれども、自治法でもそういう云々がありますから、やはり予算を伴う以上、設置条例は法的なものでもありますから、その辺は行政としても確認しておいてください。

それと教育長がいない中での機関決定に対しては、やはりあれだけのというか、それだけの権限もあるし、代表する教育長がいない中での機関決定。

それと教育長の意向とか考え方は完全に違います。やはりあまり良いことではないと思います。

ただ、やはり統合後の廃校問題も含めて、町における学校施設は全て老朽化しているわけですから、跡地というか、校舎利用についても、やはり費用対効果を考える必要があると。ただ、老朽化の中で、その校舎が使えるのかという部分もあると思います。

ただ、老朽化に関しては、公共施設管理計画が町で求められていると思うんです。それは策定していると思いますから、それは議会に提出というか、説明も含めてお願いしたいと思いますが、その辺だけ1点。

以上で質問を終わります。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

公共施設と総合管理計画でございます。これにつきましては、まとまりまして、今度の最終日、17日ですか、全員協議会の段階で配布の方をさせていただく予定であります。

以上です。

議長（土屋 進君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時からといたします。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

議長(土屋 進君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

このたび、河津正夫氏が平成29年6月30日の任期満了をもって退任されることから、新たに候補者として推薦するものでございます。

今回、新たに候補者として推薦したい青柳清一氏は、東庄町東今泉にお住まいで、昭和30年4月15日生まれでございます。昭和54年5月に銚子市役所に就職され、平成28年3月で銚子市役所を定年退職されました。青柳氏は誠実な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本案はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第7、議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

この条例は、東庄病院の医師確保を図ることを目的に制定するものでございます。その概要は、医学生、あるいは後期研修医を対象に奨学金等を貸し出し、後に一定期間を東庄病院に勤務していただき、貸付金の返済を免除するものでございます。

なお、詳細につきましては、病院事務長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

病院事務長、海上孝君。

病院事務長(海上 孝君)

それでは、議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについての内容について、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

最初に、条例制定の趣旨について申し上げます。現在、東庄病院の常勤医師は4名で、うち2名は千葉県からの自治医科大卒業医師の派遣に頼っております。この派遣は保障されているものではなく、医師の確保については常に不安を抱えている状況でございます。この状況はずっと以前から続いており、平成19年度に医師確保対策として、東庄病院医師養成事業実施規則を制定してございます。その内容と

しては、医学生に月額10万円を貸し付け、返済を免除する条件として貸し付けた期間に相当する年数を東庄病院で勤務してもらうという内容のものでございます。

それを今回、条例として新たに制定しようとするものでございますが、一つには、規則では制度上、不十分なので条例化するということ、県内国保病院の医学生に対する貸付金制度を参考として、貸付金額を増額すること、また、平成29年度から開始される新しい専門医制度の後期研修、これに参加する研修医を貸付対象に加えようとするものでございます。

この後期研修医に対する貸付については、千葉県循環器病センターが計画する千葉県立病床群・総合診療専門医養成プログラムを担当する医師からの提案があり、検討したものでございます。このプログラムでは、東庄病院が協力医療機関の一つとなっております。

以上が、条例制定の趣旨でございます。

続きまして、条例の内容について、条文に沿ってご説明をいたします。

第1条は、目的について規定しております。東庄病院における医師の確保を図るため、医学生に修学に必要な資金を、また専門医の認定取得を目指す研修医には、研修期間中の資金を貸し付けし、後に東庄病院で勤務してもらおうとするものでございます。

第2条は、条文に出てくる主要な文言を定義しております。

第3条では、貸付対象者と貸付金の名称を規定しております。貸付対象者は、医師を目指す大学生と後期研修医で、貸付金の名称は、大学生は奨学金、後期研修医は研修資金と規定しております。

第2項で、大学生に対しては、修学一時金を貸し付けることが出来るものとしております。

5ページをお願いいたします。

第4条は、貸付金額及び貸付期間については、規則で定めるとしてあります。なお、規則において医学生に対する貸付金額は、月額20万円、修学一時金は1,000万円以内、後期研修医に対する研修資金は月額30万円を予定しております。

また、貸付期間は、大学生奨学金が6年、後期研修医研修資金は3年を限度とする予定でございます。

第5条では、貸し付けの申請及び決定について定めてありますが、各様式につい

ては規則で定めることとしております。

第6条は、貸し付けの休止及び中止について規定しております。

第1項で、貸付の休止について規定しており、大学生の場合は休学もしくは停学、後期研修医の場合は、研修を中断することとなったとき該当月から貸付を休止するものとしております。

第2項では、貸付の中止について規定しており、各号で事由を定めております。

第7条では、償還の免除について規定しております。

第1項では、大学生奨学金及び後期研修医研修資金の元金及び利息の支払いの全額免除について、第2項では、支払いの債務の全部または一部免除について定めております。

第8条は、償還について規定しております。

第1項では、修学一時金の償還について、第2項及び第3項では、償還金等の利息について定めております。

7ページをお願いいたします。

第9条は、奨学金等の償還及び利息の支払いの猶予について規定しております。

第10条は、規則の委任について規定しております。

最後に、附則ですが、附則1で条例の施行期日を平成29年4月1日とし、附則2及び3で、償還に関する利息の割合等の特例を定めております。

附則4では、経過措置として総合診療専門医の研修プログラムの認定が1年先送りされたことから、平成29年度に限り、日本プライマリ・ケア連合学会の家庭医療専門医の研修プログラムを受講し、総合診療医を目指す医師についても対象とすることとしたものでございます。

この条例の制定により、申込者があって、医師確保が図られることを期待するものでございます。

なお、募集等につきましては、募集要領等を病院ホームページに掲載する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

大変すばらしい条例を作られたと思っております。しかし、幾つか心配する部分もございますので、確認させていただければと思います。

まず、5ページ目の4条、5条について、規則で定めるということで、先程説明で、月20万、月30万、1,000万以内とか、そういう説明をいただきました。少なくとも一人当たり1,000万なり、何千万なりかかるんだと思うんですけれども、この予算について、今年度の予算案のどこに明記されているかというところをまず1点目、伺わせていただきたいと思います。

2点目としまして、複数あるんですけれども、対象は条例なので、東庄町民に限られるのか、東庄町民の中に保護者がいる者に限られるとか、または東庄出身者に限られるとか、いろいろ対象があるのかと思います。町民という枠がないのであれば、海外の方も対象に含まれるのかというところまで広く対象者を確認させていただきたいと思います。

また、毎年何人くらい募集を予定しているのか。また、それによって、何人くらい東庄病院に来てもらう計画になっているか。そこら辺の予測的部分についても伺わせていただきたいと思います。

また、財源について、この貸し出す財源は、自前で準備するものでしょうか。それともどこか補助金があって、それを利用して補助するものなのか、また、どのくらいの金額、今の話した中に含まれますが、全体的に6年間、支援していくということになって、その後等々、留年も考えたり、いろいろ考えていくと、幾らぐらいの資金が準備しなければならないのかというのが一つ心配になります。かなり高額な金額が必要になってくると推測しているのですけれども、どのくらいの金額が必要なのか、また、これに向けて既存の奨励金も基金を作っていると思います。基金を作る予定があるのか、また上限を決めたり、予算内の範囲においてとかということで、人数を何かしらの範囲で上限を切るのか、そういうところもお伺いさせていただきたいと思います。

ちょっと答えをもらってから質問すれば良かったんですけども、質問が多くなってしまっている理由としましては、予算全般的について、規則で定めるということになっていると思います。規則で定められた以上は、金額についても議会の方には議決権がないということになるかと思います。20万としたものを30万にした

り、30万としたものを40万にしたりというのは、規則で定めるということであれば、また上限についても廃止するということになれば、議会の方、判断をいただかなくても条件を変えられるという考えでいいのかどうかというところで、伺いたいと思っております。計画的なシミュレーションというんでしょうか、どのくらいの予算規模になるのか伺わない限りということと考えております。

またもう一点、3点目といたしまして、これは本来良い条例なので、本来考えるべきではないのかと思っておりますけれども、やはりリスク面についても考えておかなければ、医師不足を解消するということが大いに賛成したいと皆さん思うところがありますが、リスクも考えておかなければ、やはり条例というものは作れないのではないかと考えております。退学する方も中にはいらっしゃると思います。また、留年する方もいらっしゃると思います。そういうことも考えて、休学、停学のときにはすぐ停止するとか、上限は6年間にするとか、そういう細かなところでリスクを考えていらっしゃると思うんですが、そういう方々に対して、10年間で償還するものという明記が見受けられます。何千万かお貸しした後に、何らかの都合で退学されてしまった方に、10年間で返してほしいという規則になっていると思うんですが、本来、財政的に豊かじゃない方にお貸しするのが奨励金だと思うんですが、お貸ししておいて、返すときはかなり急速に10年間で回収するというのは、少し厳しいというかシビアにも感じますし、もちろんリスクを考えてのことだとは思いますが、こういう契約をするにあたって、先程規則では難しい面があるという話をされておりました。もちろん条例でやるにも難しい面はあると思います。契約書とかを結んでやれるのかという、その借用書とか契約することがあるのかという点も伺いたいと思っております。

また、こういう奨学金制度について、裁判になっている事例も見受けられました。1件目の貸し出しから裁判になってしまったという事例をインターネット上で拝見することが出来ました。回収出来ないということももちろん考えられると思います。数千万円という、もし貸し出しの金額、まだ確認していないんですが、医学部を卒業するということになれば、数千万円という単位のお金がかかってくると思います。何人も卒業出来ずに金額がかさんできますと、やはり私たち、条例を可決した議員としての責任もございまして、もちろんそういういろいろな意味で町民から問われかねないということも考えられると思います。ないのかもしれませんが

ども、そういうことも含めまして、どのくらい貸し倒れというか、返ってこないリスクがあるのかというのも確認させていただきたいと思っております。

最終的には、こういう条例というのはとてもイレギュラーな条例だと考えております。やはりイレギュラーな条例を作るのであれば、計画的に予算的にまた管理をどうしていくのかとか、そういうことも説明をしていただきたいと思いますし、けれども、今すぐ決めるというには少し時間がないような気がします。委員会とかに付託して、よく説明をいただいて、それから決めるということも、場合によってはありなんじゃないかなと思うんですけれども、そういう、今すぐ決めるのか、委員会で決めるのかという点についても、少しご検討いただけたらありがたいと思います。

そういう話の中で、今、よくニュースで聞かれます無償の奨学金を作った方がいいということは確かなんですけれども、逆に二人に一人が奨学金が返せない時代だというニュースも見たことがあります。医学生でありますから、そんなに多くはないと思っておりますけれども、奨学金を返せないというリスクもございますので、既に今現在対象者が決まっているということであれば本当に申し訳ないんですけれども、対象者が決まっていて、すぐやらなければならないという緊急性があるのかという点も伺わせていただければと思います。

質問が多くなりましたが、よろしくお願いいいたします。

議長（土屋 進君）

病院事務長、海上孝君。

病院事務長（海上 孝君）

それでは、質問にお答えをいたします。

まず、予算の関係でございますけれども、これにつきましては、当初予算には盛り込んでございません。そういう申請があった時点で財政当局と協議して、補正予算で対応する予定でございます。

また、対象者につきましては、原則東庄町民としているところ、うたっておりますが、東庄町民ということでございます。

また、人数等につきましては、今現在、何人いるのかという、そういう希望者等も取っておりませんし、該当が医学生ということ、また後期研修医ということでもありますので、東庄在住で医学生になっている方が果たして何人いるのかというのは、現時点で把握しておりませんので、この人数等につきましては、何名ということとは

お答えが出来ない状態でございます。

また、財政面でございますけれども、この医師確保対策として計上した場合には、交付税措置の方もあるのかと思います。そちらの方も一応、頭の中には入っております。ただ、それが全額になるのか、どの程度なのかというのは、わかりかねますけれども、一応、交付税の算定要件の中に医師確保対策というのがありますので、そちらの方をもし活用出来ればと思っております。

また、基金等につきましては、現在の時点では設置するという、考えはございません。

あとリスク面と返済の関係ですけれども、条例の中で10年以内ということであっております。これにつきましては、町長が認めた場合には償還期間を延長することが出来るという規定になっておりますので、原則は10年以内で返していただくということで、10年以上もあり得るということでございます。

様式等も規則で定めるということで先程申し上げましたけれども、その中にまだ確定はしておりませんが、連帯保証人等を入れる予定で、必ず返していただくような形を取っていきたいと思っております。

今回、この議会で条例制定、委員会付託という形も出ましたが、附則の方で書かせていただきましたが、平成29年度からこの総合診療専門医を目指すプログラム等が改正されますので、それで本議会に上程したということでございます。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

思ったより対象が少なかったもので、リスク面については少し安心したような気がします。

ただ、対象者がいるのかという部分もあるかと思しますので、その点、範囲を他の条例を、他市町村で参照して、東庄出身者ならいいとか、保護者が東庄にいれば良いとか、高校生であっても町外に出てしまっている人もいらっしゃるかと思しますので、広げてもいいんじゃないかなと逆に心配から発展性の方を期待したいと思います。

一番心配しなくてはならないのは、予算がないということが一番心配です。予算

がないまま条例を作ってしまったら、予算執行出来ないと思います。議会の議決をその都度、決まってからいただくということになるのかと思うんですけども、それにしてもやはり規則で全て金額を決められるわけで、規則で決めるよりは条例の中に盛り込んだ方が私たちとしては議決しやすい部分もありますし、予算の方も基金を作らないということでございましたが、現在の奨励金の方は毎年、予算の方を300万ということで入れて、必要な方があったらそこから使って、いなければ元に戻すというふうにしていると思います。これはやはり上限が見えた方が予算的にどのぐらいかかっていくのか、この町の財政の方に影響してくると思いますし、1年目であれば金額は小さいと思いますけれども、人数が増えていけば、年間何千万という予算が必要になってくると思いますし、何年もやっていけば何億という金額が必要になってくると思います。やはりそれだけの金額がかかるものということであれば、予算の方、明確にさせていただかなければ、条例の方は通せないような気がします。どうでしょうか。予算の方は明確にしてから条例を出し直すということでも良いと思うんですけども、急ぎでしょうか。もう一点、伺いたいと思います。

議長（土屋 進君）

副町長、金島正好君。

副町長（金島正好君）

急ぎであるかというご質問でございますが、これは急ぎということではございません。ただ、各県内の各病院が、このような条例を制定しておりますので、東庄病院も、東庄町も追随するというような形を考えております。

また、予算の明示がないということで、新年度の予算には計上していないんですけども、事例が少ないというようなことを想定しまして、その方とお話をお聞きしまして、それから議会の皆さんに補正をお願いするというような形になるかどうかということで、今回の条例の制定ということでお願いしている次第でございます。

以上です。

議長（土屋 進君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

難しいですね。予算が先か後かの問題が大きいと思います。後から出せばいいということもあるかと思いますが、1点、ストレートに聞いてみたいと思います。地

方自治法の第222条をご参照いただきたいと思いますけれども、手元にありますか。

また、そのまま続けさせてもらいます。

議員必携にも一部、載っておりました。204ページに掲載がされておまして、予算と財政との関係について明記がありました。地方自治法では、条例、その他の案件が新たに予算を伴うものであるときは、市町村長はその措置が的確に講じられる見込みが得られるまでは、議会に提出してはならないと規定されております。この対象になると思うんですけれども、あまりまだ条例について、自治法とか詳しくありませんので、対象か対象じゃないという部分についてもあるかと思いたくはなけれども、やはり予算を使うなら伴うだろうと私は考えております。

また、逆に考えると、議会から条例を提出するときには、予算を伴うものは提出出来ないということで、予算を伴わないもの、よく議会の方で作られているような条例、乾杯条例とかあると思いたくはなけれども、そういうものが予算を伴わないものと考えております。予算を伴う以上、やはり条例を今すぐ制定すべきではないと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

もしくは、また地方自治法222条、もし良かったら後で配っていただきたいと思いますと思うんですけれども。

議長（土屋 進君）

暫時休憩とします。

（午後 3時29分 休憩）

（午後 3時48分 再開）

議長（土屋 進君）

議会を再開します。

5番、花香議員、動議を提出します。

5番（花香孝彦君）

先程、取り下げという話をさせていただいたんですけれども、失礼いたしました。勉強が不足しておりまして、取り下げることは出来ないということで、動議の方、提出させていただきたいと思いたくはな。

委員会に付託していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（土屋 進君）

動議賛成議員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長(土屋 進君)

挙手多数です。

これで動議が成立いたしました。今の動議に対して、委員会に付託するかどうか、付託をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第2号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第2号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が、平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。これに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

町民課長、河津静夫君。

町民課長(河津静夫君)

議案第2号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについての内容に

ついて、ご説明申し上げます。

今回の改正は、消費税増税が平成31年10月1日に延期されたことに伴う改正が主な改正点であります。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により説明させていただきます。

初めに、町税条例等の一部改正を改正する条例、第1条による改正についてご説明を申し上げます。

附則第7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用制限の延長に伴う改正であります。

次のページをお開きください。

続きまして、第2条による改正について、ご説明申し上げます。

第2条の改正は、平成28年6月議会において専決の承認をいただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。消費税増税が平成31年10月1日に延期になったことに伴う地方税法等の改正に伴う規定の整備となります。

主に軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う施行期日の変更や規定の整備となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号、町税条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第3号、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第3号、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

介護保険法及び関係政省令の一部改正により、平成28年4月1日から利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスとして位置付けられ、指定の権限が都道府県から市町村に移行されました。これに伴い、指定の基準等を定めた東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準等を定める条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第3号の内容をご説明いたします。恐れ入りますが、参考資料の26ページをお願いいたします。

本町では、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例第4条におきまして、東庄町が指定する地域密着型サービスの事業所は、その指定基準を厚生労働省令で示した基準、つまり国の基準を使うこととしております。

ただし、事業所における書類の保存期間については、国の基準で2年間としていたるところを5年間と読み替えるよう、規定をしています。

今回、新たに地域密着型サービスに位置付けられた利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所における書類の保存期間について、国の基準、2年間を5年間と読み替えるようにするため、本条例第4条を改正するものです。

内容は、厚生労働省令の中で当該事業所における書類の保存期間を定めた条項の番号を条例第4条の文中に追加するもので、下線で示した部分はその条項の番号となります。

次に、議案書の19ページをお願いいたします。

第4条に厚生労働省令の関係する条項番号を加える改正条文です。また、附則で施行期日は平成29年3月31日としております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号、東庄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、国では農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金事業要綱を制定し、農業委員等に対して、成果報酬として基礎的報酬に上乘せして支払う制度を創設いたしました。

この制度に対応すべく、東庄町でも特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋進君)

総務課長、多部田秀也君。

総務課長(多部田秀也君)

それでは、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

参考資料の27ページをお願いいたします。

本改正条例は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について改正する内容となっております。

改正前の条例では、月額で支給することとされている農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、月額の基本報酬の他に農地利用の最適化にかかる活動

及び成果の実績に応じて交付する成果報酬を追加し、成果報酬の額については、予算の範囲内で町長が定める額とするものでございます。

なお、成果報酬の財源につきましては、国からの農地利用最適化交付金となっております。新制度に移行した農業委員会に対して農地利用の最適化にかかる活動及び成果の実績に応じて交付されることとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

基本月額の外に成果報酬となっておりますけれども、成果報酬についてもう少し詳しくお願いします。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、高木浩一君。

農業委員会事務局長（高木浩一君）

今、高木議員さんから、もう少し詳しくということでありましたので、私の方から説明を加えさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

ご存じのとおり、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、東庄町農業委員会は、平成28年4月1日付で農業委員と農地利用最適化推進委員という改正後の新体制となっております。

4月1日時点で新体制に移行いたしました農業委員会は、全国で約1割程度となっております。この新体制に移行した農業委員会を対象に、農地利用最適化交付金といたしまして、国は20億円の予算を新設したところでございます。

この交付金は、新たに農業委員会の主要業務となりました農地利用の最適化に関する業務を推進するために積極的な活動に要する経費に対して交付されるものであります。

交付金は、まず、成果実績に応じました交付金として担い手への農地集積率や面積、遊休農地の発生防止・解消から算定されます金額に、次に、活動実績に応じました交付金といたしまして、担い手への農地の集積及び集約化、耕作放棄地の発生防止、また解消、新規就農、新規参入の促進に対する活動に実績から算定される金

額の合計が、千葉県を通じて全額国費から支出されるものでございます。

交付された金額につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員に全額支払うものでございます。

国では、各農業委員会への交付金の算定方法は定められておりますが、その先の農業委員と農地利用最適化推進委員への支払いにつきましては、町の条例改正等を通じて成果報酬、いわゆる能率給として速やかに行うものとしているだけでございまして、支払い方法や算定基準等につきましては、イメージは示しておりますが、最終的な実務は町に委ねる形となっております。そのようなことを踏まえまして、農地利用最適化交付金の新設に伴います東庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての条例の一部改正で、農業委員会の報酬額を月額の基本報酬と予算の範囲内で町長が定める成果報酬の二段構えに変更をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

大体説明はわかりましたけれども、成果報酬は個人にやるんですか、それとも農業委員会の全体、町一本で全体にやるものなのでしょうか。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、高木浩一君。

農業委員会事務局長（高木浩一君）

こちらの最適化交付金につきましては、千葉県を通じまして、町へ入ってくるものでございます。町へ入ってきました交付金に対しまして、農業委員さん、または農地利用最適化推進委員さんの活動実績、成果実績の成績を算定基準等を作成いたしまして、その実績によりまして、各個人、委員さん個人に対しまして支給をする方法となっております。

以上でございます。

議長（土屋 進君）

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

そうしますと、成果に対して個人に支給する、それは成果、1回について1回きりですか。それともその人は年間いただけるんですか。どちらなのでしょう。

議長（土屋 進君）

農業委員会事務局長、高木浩一君。

農業委員会事務局長（高木浩一君）

農地利用最適化交付金につきましては、年度を通じた1年間の成績に対しまして、月割りで計算をいたしまして、それぞれのトータルの金額を判定いたしまして、支給するものでございます。年を通して年度末に支給することとなっております。

以上です。

議長（土屋 進君）

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第5号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第5号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給料につきましては、平成27年4月から町長10%、副町長7.5%、教育長5%の減額措置を実施しているところであります。このたび減額措置を平成30年3月まで延長すべく条例の改正を行うものでございます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第5号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第13、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋 進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました議案第6号及び議案第7号の提案理由を申し上げます。

両議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、学校教育法等の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の条例改正を行うものでございます。

議案第6号におきましては、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、議案第7号においては、職員の育児休業等に関する条例について改正を行う内容となっております。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

総務課長、多部田秀也君。

総務課長(多部田秀也君)

それでは、議案第6号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容について、引き続き議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の改正内容についてをご説明申し上げます。

参考資料の29ページをお願いいたします。

まず、第1条の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、本条例で引用しておりました第24条第6項が第24条第5項に繰り上がったことによる改正でございます。

次に、第8条の3、第1項、第2号の改正は、義務教育学校を新設すること等内容とする学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の早出遅出勤務の条件に義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるものを加える改正でございます。

次に、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正について説明いたします。

第8条の3、第1項の改正につきましては、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲の見直しをする内容でございます。

対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

次に、第8条の4、第4項の改正は、30ページをお願いいたします。育児を行う職員に規定されていた時間外勤務の制限の規定を要介護者のある職員にも読み替え出来る規定を追加する内容でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

第15条の改正は、介護休暇について、取得介護期間を三つの期間に分割して取得することが出来る規定を追加する内容でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

第15条の2の追加につきましては、介護のための所定労働時間短縮措置として、介護時間の規定を追加するものでございます。介護休暇とは別に連続する3年の期間内において、介護のため一日につき2時間の範囲内で勤務しないことが出来ることとする制度となっております。

30ページの第11条及び32ページの第18条の改正は、この介護時間の規定の追加による改正となっております。

30ページへちょっと戻っていただきたいと思います。

最後に、第12条の改正についてです。本条の改正は、年次休暇の規定を改正するものでございまして、現在、職員の年次休暇は暦年で付与しておりますが、年度末退職者や再任用職員に付与する年次休暇日数の不合理性を解消するため、職員の人事異動等の時期に合わせ、年度付与に改める内容の改正となっております。

なお、議案書27ページの附則第2項は、年次休暇の年度付与への改正に伴う経過措置でございます。

続いて、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例についてです。

参考資料の33ページをお願いいたします。

本改正条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等

育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える内容の改正となっております。

まず、第2条、第3号は、非常勤職員についても育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加える改正内容となっております。

次に、34ページをお願いいたします。

第2条の2の追加でございます。改正法の施行により、対象に追加された特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子に準じ、条例で定めるものとして児童福祉法に規定する親権を行うもの、または未成年後見人の意に反するため、養子縁組里親に委託することが出来ない児童で、養育里親に委託されている児童を定める規定を追加するものでございます。

次に、第3条の改正ですが、次のページをお願いいたします。

育児休業の再度取得出来る特別の事情として、当該育児休業にかかる子以外の子にかかる育児休業の承認により取り消された後、取り消し要因となった特別養子縁組の監護期間中の子の特別養子縁組が成立しなかった場合、または児童福祉法の規定による里親に委託する措置が解除された場合を追加する改正内容となっております。

次に、第10条の改正ですが、次のページをお願いいたします。

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることが出来る特別の事情として、当該育児短時間勤務にかかる子以外の子にかかる育児短時間勤務の承認により取り消された後、取り消し要因となった特別養子縁組の監護期間中の子の特別養子縁組が成立しなかった場合、または児童福祉法の規定による里親に委託する措置が解除された場合を追加する改正内容となっております。

最後に、第20条の改正でございます。

議案第6号の勤務時間条例の改正により、介護時間制度が新設されたことに伴い、部分休業の時間から、介護時間の承認により、勤務しない時間を減ずる規定の追加でございます。

以上で議案第6号及び議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくお

願います。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。初めに、議案第6号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は4時35分とします。

（午後 4時25分 休憩）

（午後 4時35分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで私より申し上げます。議事の都合により、本日の会議時間を延長します。日程第14、議案第8号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(土屋進君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第8号、損害賠償の額の決定及び和解についての提案理由を申し上げます。

損害賠償の額の決定及び和解につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定によりまして、議会の議決事項とされております。

平成28年5月28日に発生をいたしました町民バスの交通事故について、和解し、当該事故に関わる損害賠償の額を決定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(土屋進君)

総務課長、多部田秀也君。

総務課長(多部田秀也君)

それでは、議案第8号、損害賠償の額の決定及び和解についての内容を申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。

事案の概要は、33ページにありますとおり、平成28年5月28日、当町臨時職員の運転する町民バスが茨城県神栖市の交差点において走行中の車両と衝突する交通事故が発生いたしました。これにより、当町所有車両の前方部及び左側面が破損し、相手方車両の前方部が破損いたしました。また、本事故により、相手方運転者が負傷したところでございます。

双方、過失がございましたので、34ページ、こちらにございます和解条項の内容で和解し、当該事故にかかる損害賠償の額を決定するものでございます。

なお、本件につきましては、昨年6月定例会におきまして報告をさせていただいた案件でございます。

今後、こうした事案が発生しないよう、職員の適正なる職務遂行に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第8号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第9号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第5号）から日程第17、議案第11号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上、3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（土屋 進君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第9号から第11号までの提案理由を申し上げます。

最初に、議案第9号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,297万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,010万2,000円とするものでございます。

この他第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費について、第3条、債務負担行為の補正では、限度額の変更について補正をしております。

補正予算の主な内容でございますが、国の二次補正予算で事業化されました消費税の引き上げによる影響を緩和するための給付金、いわゆる臨時福祉給付金事業を計上しております。

福祉関係の他では重度心身障害者医療費や保育事業委託料などの扶助費、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の補正を行っております。

また、農業関係でございますけれども、国の制度改正に伴い、農業委員等の活動に対する成果報酬について予算措置をいたしました。

最後に、積立金といたしまして、財政調整基金積立金及びふるさと応援基金に新規積立を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、歳出に伴う国県補助金や寄附金を補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては、繰越金を補正しております。

以上、一般会計補正予算について申し上げます。

次に、議案第10号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,875万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,838万円とするものでございます。

この補正につきましては、保険基盤安定繰入金を増額及び共同事業繰出金の精算に伴うもの及び平成27年度国庫補助金の返還に伴う増額並びに診療報酬支払準備基金積立金について補正するものでございます。

次に、議案第11号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）

について、申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,342万円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の不足見込み額を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、介護保険法により、定められている介護サービス給付費の負担割合に応じて、国県支出金等を補正すると共に、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋 進君）

総務課長、多部田秀也君。

総務課長（多部田秀也君）

それでは、私の方から平成28年度東庄町一般会計補正予算（第5号）の内容説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

最初に、歳出から申し上げます。

3款民生費、1項1目社会福祉費、社会福祉総務費、20節重度心身障害者医療費現物給付分で683万2,000円の増。償還払い分で189万2,000円の減、重度医療費の支出見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

次に、28節国民健康保険特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金でございます。

国民健康保険特別会計は、保険基盤安定分で332万5,000円の増、また介護保険特別会計は、介護給付費分で112万1,000円の増となっております。

次に、2目社会福祉施設費、19節香取市地域活動支援センターおみがわ運営費負担金377万8,000円、これは香取市に事務委託しております地域活動支援センターの建物について、台風9号の影響により屋根の修繕が必要となったところでございます。修繕工事は香取市予算で執行いたしましたが、東庄町分の30%を負担金として計上するものでございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費の13節保育事業委託料653万6,000円、委託料や職員人件費の基準額について単価が加算される改正があり、新しい基準に基づき増額となったものでございます。

続いて、4目児童福祉施設費、13節放課後児童健全育成事業委託料100万円、すぎの子クラブで行っております放課後児童クラブについて事業見込みに基づき、不足分を増額補正するものでございます。

次に、5項1目臨時福祉給付金事業3,857万7,000円、消費税の引き上げによる影響を緩和するための給付金で、支給対象者は平成28年度に給付いたしました臨時福祉給付金と同様の方で、一人当たり1万5,000円、該当者は2,470人を見込んでおります。

その他、事務費や返還金を補正しておりますが、本事業は翌年度に繰り越しして実施する事業でございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生費、保健衛生総務費の19節香取市東庄町病院組合負担金549万円、小見川総合病院建て替え担当として、平成28年度、職員が4名、香取市から病院組合に派遣となっております。その人件費について、東庄町の負担割合、14%分を補正するものでございます。

なお、平成29年度以降は新病院建設にかかる経費の負担はなくなりますので、今年度が最終となる見込みでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項1目農業費、農業委員会費の1節委員報酬405万6,000円、先程、議案第4号で可決いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について補正するものでございます。

続いて、5目農地費の11節消耗品費1万5,000円と13節農地利用図面作成業務委託料46万5,000円、これは東庄町ひと・農地プランによる図面作成業務などの補正となっております。

次に、8款1項消防費、2目非常備消防費の16節資材購入費29万2,000円、今年度消防分署に隣接する用地を消防団訓練用地として購入いたしました。予算計上は香取広域市町村会事務組合の消防予算でございましたが、購入後の用地の整地用砕石について、組合予算では見込んでいなかったため、消防団訓練用地として利用することから、町非常備消防費より原材料費のみ支出するものでございます。

続いて、9款教育費、3項1目中学校費、学校管理費の11節施設修繕費で13

7万6,000円、これは運動場下の排水にかかる土砂流出対策工事や体育館出入り口のタイル張り替え工事の補正となっております。

歳出の最後、12款諸支出金基金費ですが、財政調整基金に1億円、また今年度、ふるさと応援基金へのご寄附をいただきました状況により、見込みとして200万円を基金に積み立てるものがございます。

なお、前年度末の財政調整基金の残高は14億486万3,000円、ふるさと応援基金の残高は961万8,000円でございますので、それぞれ積立金分が増額となるところでございます。

次に、歳入について申し上げます。

議案書の40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目1節国庫負担金、国民健康保険保険基盤安定国庫負担金151万3,000円、歳出で申し上げました国民健康保険特別会計への繰出金の財源となっております。

次に、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金326万8,000円、民生費で補正いたしました保育事業委託料の国庫負担金でございます。

続いて、2項2目国庫補助金、民生費国庫補助金、2節臨時福祉給付金事業補助金は、歳出で申し上げました臨時福祉給付金の事業費分と事務費分の補助金で100%補助となっております。

次の3節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業費等補助金33万3,000円は、歳出で補正いたしました放課後児童健全育成事業委託料の補助金でございます。

続いて、15款県支出金、1項1目1節国民健康保険保険基盤安定負担金98万1,000円、国庫支出金で申し上げました国民健康保険特別会計繰出金の財源と同様でございます。

2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金163万4,000円、先程、国庫支出金で申し上げました保育事業委託料の県負担金でございます。

次に、2項1目県補助金、民生費補助金、3節重度心身障害者医療給付改善事業補助金246万9,000円、民生費で歳出補正しました障害者医療費の財源とな

っております。

次の5節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業費等補助金33万3,000円、国庫補助金で申しあげました放課後児童健全育成事業委託料の県補助金でございます。

続いて、3目1節農林水産業費補助金、農業委員会補助金の農地利用最適化交付金405万5,000円、農業委員会費で補正いたしました委員報酬の財源で10%補助となっております。

次に、5目農地費補助金、人・農地プラン見直し支援事業補助金47万5,000円は、農地費で予算計上した事業の補助金となっております。

次に、17款寄附金ですが、指定寄附としてふるさと応援基金を200万円、ふるさと応援基金では1月末で90件、127万円のご寄附をいただいております。

昨年12月から受付や返礼品の発送等、業務委託を行いました。また、インターネットで申し込みや返礼品の充実も行っており、前年度より寄附の件数は増加となっております。

最後に、歳入が歳出に不足する1億1,743万3,000円について、19款繰越金の前年度繰越金で補正するものでございます。

続いて、予算書の一番頭になります。第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することの出来る経費を定めるものでございます。

それでは、38ページの第2表をお願いいたします。

繰越明許費に繰り越し事業が3件記載してございます。

初めに2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業でございますが、財源の国予算において、交付決定済額を繰り越すため、町予算におきましても繰り越すものとなっております。

次に、3款民生費、5項臨時福祉給付金事業費の臨時福祉給付金でございますが、今回、補正予算に計上した予算のうち前年度事業費返還金を除く3,847万6,000円を繰り越すものでございます。

繰越明許費の最後は、7款土木費、2項道路橋梁費で道路改良工事4,709万8,000円。仲内地先などの道路、4件分の工事費となっております。

続いて、第3表、債務負担行為の補正でございます。千葉県電子自治体共同運営

協議会に加入し、利用しております電子入札でございますが、平成27年度から30年度まで、限度額289万7,000円で債務負担行為を行っております。今回、セキュリティ対策のため、平成29年度以降の千葉県内全体のシステム使用料に変更が生じたため、限度額を35万円増額いたしまして、総額を324万7,000円とするものでございます。

議案第9号、一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（土屋 進君）

町民課長、河津静夫君。

町民課長（河津静夫君）

議案第10号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,875万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ25億7,838万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきますので、議案書の53ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金につきましては、今年度の精算の結果、143万円不足するため、増額補正するものでございます。これは80万円を超える医療費の部分の合算額に対し、各市町村が拠出するものです。

次に、1項4目保険財政共同安定化事業拠出金ですが、今年度の精算の結果、3,361万1,000円不用となるため減額補正するものでございます。これは80万円までの医療費の部分の合算額に対し、各市町村が拠出するものです。

次に、9款基金積立金、1項1目診療報酬支払準備基金積立金ですが、5,500万円増額補正するものでございます。基金保有額は平成27年度末現在、1億6,565万4,000円ですが、基金条例第2条による目標額は、当該年度及び直前2ヶ年度の保険給付費1年度当たり平均額の2ヶ月分としており、この金額は2億2,060万円でございます。そこで、保有額と目標額の差額5,500万円を積み立てするための補正でございます。

次に、11款1項3目償還金でございますが、実績報告により、平成27年度国庫負担金のうち療養給付費等負担金が2,193万8,000円の返還が生じたため、不足する1,593万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。52ページをご覧ください。

9款2項1目一般会計繰入金については、低所得者の保険税軽減相当分を算定した額を政令により、国保会計に繰り入れることになっている保険基盤安定繰入金が、軽減世帯の増加により、その額が増えたことによる332万5,000円の増額補正であります。

最後に、10款1項1目前年度繰越金でございますが、歳出で増額補正します基金積立金及び償還金の財源として3,543万2,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（土屋 進君）

健康福祉課長、向後喜一郎君。

健康福祉課長（向後喜一郎君）

それでは、議案第11号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の58ページをお願いいたします。

初めに、歳出よりご説明を申し上げます。

2款保険給付費の補正額900万円の増額であります。まず1項1目居宅介護サービス給付費、これはデイサービスセンターなど、居宅介護事業所などをご利用になられた方の利用料の9割が保険給付費として事業所へ支払われるものでございますが、利用の増加が見込まれますので、900万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。57ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金179万2,000円、同じく2項1目調整交付金49万4,000円、そして4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金250万9,000円、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金112万1,000円、更に7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金112万1,000円、以上の歳入につきましては、歳出の介護給付費の増額に対応するも

ので、介護保険法の負担割合に基づく国・県・町の負担金と支払基金の交付金でございます。

また、8款繰越金の補正額196万3,000円の増額につきましては、歳入に
なお不足する補正財源として前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（土屋 進君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第9号、平成28年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決
します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成28年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成28年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後 5時09分 延会）